

八 在伯邦人商社報告書關係

REEL No. A-1195

0606

アジア歴史資料センター

昭和十六年八月十四日
東山聖市本店勤務
岩崎家商店職員
力一

原總領事殿 人富正平

御質問事項、對し記述、通り及御答申候

(A) 小生自身ハ拘留セラル体験無之候

1. 外出制限又ハ禁止ヲ命ぜラレタルコトナシ、尤モ夜分、独り歩キハ自ラ換ミタリ。

2. 強制移轉ハ命ぜラレタリ。

三月二十八日(土)午後聖市警察署ヨリ叶書依り出頭せん處係官依り

氏名職業年齢等質問サル上現在、住所ヨリ一週間以降移轉方

ヲ命ぜラレタリ。依ワテ小生ハ現在、住所ハ賃貸借契約アリ期限吸移轉
ハ違約金支拂フ要スベキ由ヲ述べタルが係官ハ此ノ場合ハ法律上違約金
、支拂ヒテ要セホシ場合アリト答へタリ(事實後日、於テ移轉、隣達約金
ハ支拂ハザリキ)依テ小生危ニ角ニ最善ハ盡ミア見ニト答ヘテ立去ラシタル
隣保官ハ氣ノ毒ゲニ此ノ命令ハ上司ヨリ本丸モニテ理由ハ知ラヌサド
命令ハ命令故履行ス(レト告ハ高移轉えハ豫メ當方ニ相談セキシ
ト云ヘリ)依テ其後數日事務所ハ休勤シサンバウト全市、賃家ア
自働車ニテ擧レテナ博テ遍當家見付ケ期日未四月五日移轉ア
完了セリ。是ガタ要レタル移轉費、其ノ新居尤タメ特ニ費増フ要スル
家具費等有形無形ノ損失ハ全部自己負担アリキ
尚強制移轉、理由ハ前記、通り申波ナリシガ附近ニ騎共陽管
アリタメナリト推測セラル

二對スル旅行安全證、發給停止モ閣接ニ監督影印御寄セリ
 尚三月及四月中當社經營、聖市銅鐵工場及カニース東山農場ハ警官隊、^{監督}檢査エル處トナリ文書、邦文ライアライター等ヲ押收。尤モ文書ハ差支エナカリシト見エ後ニ返還サシタリ。
 更ニ五月中ニ至リテ當社聖市事務所ハ制服刑事、監視充處トナリ事務所内ノ廊下等ニテ日本人同志ト雖モ日本語ニ依ル會話ハ禁正スペシト、命令ヲ受ケ現ニ此、命令ニ反セル者ヲ戒諭スル等ニトアリタリ
 4. 自己名儀、預金引出制限ハ自ラ經驗セカリシガ大東亞戰爭勃發直後即テ昨年十二月九日頃、伯國法令銀行操作取締規則ニ依リ在籍國民、預金引出ハ、伯國銀行監督局、許可アリ
 要シ一ヶ月ニ貳コントス(預貸四百円)以下、金額(場合依リ限シハ多ナ、差異アリル如シ)ニ限リタリ。尤モ本取締ハ銀行業者保護

又カ一ホ東山從業員中他、者ニテ移轉ヲ強制サル者ナキモ小生、知ル限リテハ梅興官腰氏、峰合雪一氏、勸善部族原氏(十生定、^{日本古事記}軍頭)等モ強制移轉ノ命セラレタリト聞ク
 3. 小生勸善先タルカ一ホ東山ニシテ營業停止ヲ命セラルコトナシ但カホ東山ハ營業ノ停止ノ命セラレタシカド、諸種、干擾ハ無承リタリ。即テ本年四月中聖市警察外事課長ラウディノ氏ヨリ當店ノ各種營業所並ニ各地支店、支配人ハ父ズ生永、伯國人ニシテ曰独伊三國人ノカニ世ニアラホル者アシテ是ニ當ラシムベシトノ命令令テ受ケルハ其一ナリ。此一事ハ當社營業組織上ニ急革トモイフベキコトナド已ムナシ外人書記首席者ヲシテ支配人タラシナリ。其ノ他書信ヲ檢閲シ日本文、書信、發送ヲ禁ジタルコト、或ハ日本

自的にて施行サレタルモナリ。

更ニ本年三月中ノ⁽³⁾伯國^國令第四一六六號ニ依リ、枢軸國民ノ伯國ニ於ケン預
金ハ全額、多額^寡依リ(ニコニトス以下ヲ除ク)其毫割乃至參割ヲ伯銀
(伯國銀行)預託替シ、伯銀ハ是ヲ伯國伯國船舶團^團賠償債額譲^取
, 保障金トシテ保留スル制^度トナレルコトハ衆知^知如シ

5. 在留中ノ生括費充當ノタメ制限^リ並^{アリ}シモ歸國ノ爲^シ財產
賣却ハ前記指令第四一六六號中ニ枢軸國民ノ不動産讓^付並^ニ
價格減^キシトス以上ノ付置家^居等^ノ賣却ハ禁^止但^シ現^在項アリタル^ニ依
リ是事ノ財產^ノ一時處分ヲ見合セガルベカラホリキ。家^居付置等^ノ
右^人個人ニ保^{ラズ}賣^フ無^キニシモアラニド其^ノ値段^ハ捨^チ値全様ニ^シ
取^ル足^ガルモナリキ。

6. 處分^シ得^ハリ^シ財產^ハカホ東山ニ保管^シ依頼^レ殘留^ノ企社

高級社員ニ委任、狀ヲ残シ置イテ將來處分方ヲ依頼シテ
7. 官憲又ハ民衆ヨリ不適待遇又ハ压迫ヲ受ケル事例ハナレ

(B) 小生自身ハ拘留セラレサリレ故拘留所、待遇ハ閑知セズ。

尚カナ東山日本人従事員ニシテ拘留セタルモノ十指ヲ以テ數フベシ。
尤モ今回歸朝中、カナ東山従事員ハ何レも拘留サレタル体験ナレ

(C) 交換船乗船ニ際シ受ケタル待遇、伯國側、糊塗的宣傳、積
アリタル故ニ掌ヲ覆シタル如ク寛大ナリキ
1. 乗船地ニ到ル迄、輸送ハ個別的行動ハ許サレズ、聖ヨリリオ迄
引揚者一同一團トナリ特別列車ヲ輸送サレ、尚警官隊ノ警戒、戒
私服警官、護送アリタルハ全テ御存知ノ通り、但前記列車

支那事務の一切の費用は、支那銀行にて支拂はるべし。但し、支那銀行にて支拂はるべし。一、支那官吏、支那軍人、支那警察官等の旅費は、支那銀行にて支拂はるべし。但し、支那銀行にて支拂はるべし。

(1) 支那官吏、支那軍人、支那警察官等の旅費は、支那銀行にて支拂はるべし。

(2) 支那官吏、支那軍人、支那警察官等の旅費は、支那銀行にて支拂はるべし。

(3) 支那官吏、支那軍人、支那警察官等の旅費は、支那銀行にて支拂はるべし。

(4) 支那官吏、支那軍人、支那警察官等の旅費は、支那銀行にて支拂はるべし。

(5) 支那官吏、支那軍人、支那警察官等の旅費は、支那銀行にて支拂はるべし。

(6) 支那官吏、支那軍人、支那警察官等の旅費は、支那銀行にて支拂はるべし。

(7) 支那官吏、支那軍人、支那警察官等の旅費は、支那銀行にて支拂はるべし。

(8) 支那官吏、支那軍人、支那警察官等の旅費は、支那銀行にて支拂はるべし。

内、設備、領事館員席、除行、甚だ不完全ニシテサンパヨリオ間、旅行甚々不愉快リキ。

又、寢室官吏等、乗船前、取扱毛櫛ニテ寛大ニシテ平常時、取扱ト特ニ差異アリトハ思ハシク。

3. 乗船港タルリオ停在中ハ全然官憲、警戒其他の干渉ヲ免ヘトナス。市内ノ勘定、埠埠設備へ、出入等全々自由ナリキ。

以上

追記、リオ滞在費ヲ聖市ヨリ持參スルニキ、銀行監督局ヨリ許可ヲ受ケタルハ一家族尙貰コントス迄ニシテ、其以上、金額ハ伯銀經由リオ家送金セシメラレタルガ、右送金額、支拂受ニキリハ、法令ナリトシテ(前記ノ如シ)、規定ニ依リ其を割テ差引カレタビ、伯銀、乗船迄、其領收証ヲ支給スルコトカリキ。

原總領事中

昭和十七年八月十六日

報告者 カナダ東山副支配人

木上不二夫(五一才)

伯國(サニスサン)在留十五年
伯國住所 Case Japan Villa.

東京住所 Tuna Standard Tokyo 176, São Paulo Brazil

鶴町四丸及三丁目 東山農事株式會社

一 在留邦人取扱振り

開戦後モ伯國一般市民、吉ミニ敷スル篤反(伯人の)ハ時局利用、詐欺
慣、密告者排出シタル除キ別段悪化シ居事ナモ政府當局特
警察官吏、職權乱用ハ目。余ルモノ多々アリ

次ニヨリ主ナルモノヲ列記セバ次ノ通リト

1. 銀行取引 View制

邦人、預金引出ヲ制限シ貸付三千万円、邦人預金者、生活経済
枯渇、妨矢ル事甚シク銀行經理モ甚々困難ナリ

2. 軸國資產一部凍結

在軸國人、預金其他ニ對レ一〇%~一三〇%ヲ強制的ニパンコドアジル
供託セシタル法令(伯國、船舶擊沈其他、損害賠償、担保トスルトシ)
趣旨依リ尤ガ損害甚大ナリ

3. 各種、警察取締令

在軸國語、使用禁止(会話、電信、電話、郵便共)、軸國人、
旅行許可制(特、日本人ニ對テ之一時絶對、旅行ヲ禁止セルハ無
理子盡ニシト云フベシ)、郵便物検閲、其他邦人、枯渇ヲ治シト
不可能ナラレ

4. 不法拘引、家宅搜索、臨檢

幣社、織工場、農場之臨檢受ク、社員、拘引サレタルモノ、家宅搜索
ヲ受ケタルモ、相當數アリ

5. 兵警及政府高官者官邸附近居住者懲強制主退

邦人、商社支配人ヲ伯人トスルコト
邦人商社(伯國拠人トナリ居ルモノを含ム)、本支店工場(支配人
生末、伯國人タルベシト、當局、命令ニ依リ已カラ得ズソイ通名也

不便不利勘カラズ
7. プラワリスト制

之ハ英、米ノトリタル處置ナル之經情活動ニ大打撃ヲ與ヘ居ル

尚幣社閥係者均留中ハ特ニ無能ナル待遇ハ無カクレ様ナリ

二. 在留セル國ノ財政經濟状態

常科製品ノ輸入杜絕ニ依リ國内産業ニ相應ノ打撃ヲ蒙リ居ルモアリ
ガソリン、石炭、ストップ、城ナハ直接ニ國民ノ生括程ムヲ萎縮セシメワ
又伯國政ノ曰独伊人ノ經濟的實力、相當大ナルモアルガ之ヲ壓迫
セシ爲メ伯國經指界ニ大打撃ヲ與ヘ居ル自縛自縛ニ陥リ居ルケナリ

三. 國民生括情態

船舶不足其他ニ依リ特ニ米國ノ輸入微減、ガソリン其便ノ重要物資
追々不足、物價高、家貨昂騰、輸出不振等ニ依リ國民生括ハ悪化、
傾向ナリ

四. 著名ナル親日外人、排日外人

親日外人

リマ、スチーラード中佐

伯國陸軍体操學校長

從前親日伯人ト稱セラレタル人ニ同時ニ親米主義者ナル者多ク、特ニ
親日者ナリトイフベキ者ハナキ様思フ。尚海軍之人ハ一般ニ米國崇拜
者多ク、共陸軍之人中ニハ親獨従テ親枢軸派モアル模様、
二聞及ブ

五. 著名ナル主戰論者、平和主義者

伯國ノ一般國民ハ概シテ非戰論者多ク、主戰論者、如キハ排斥
サル、傾向ナリ、従テ著名ナル主戰論者ハ聞及バズ、然しき共一方ホ
平和主義者モ親米論者ニ壓倒サレモテ現し出ヌ狀態、
伯國民衆が非戰論者ナリ推測セル、事例トシテリオ會議開催時、前場相
マセドンレヌ氏が伯國ノ母達ヨ安堵ヒテ、自身等ノ子達ハ戰場ニ赴參ベジト
声明セヨトガ新聞紙上、掲載セタルハアマリニモ著名ナリ

六、今次戦争ニ對する國民、態度及國民、間ニ於ける政府、聲望
 國民大衆ハ政府、宣傳、新聞ニ左右サレドウニナル程々ノモナリ
 (映画館ニ於テルズベトガ画面ニ出シバ観衆ハ拍手ヲ送リヒツト
 ムツソリニガ出シバシーケトロヲ鳴ラストイフエ合ナリ)
 知識階級ハ伯國ニ對する米國、愚癡ナル壓迫振りヲ知悉シ
 居ルニ米國ニ依存セネバ立テ又伯國、國情上殘念ナガラ已ムラ
 得スト考へ居ル様ナリ
 對枢軸國外交斷絶後米伯協定成立、墜落一般、好評ヲ以テ迎
 (ラレタル如キモ將來右協定、實績^ハノ^カ依リ國民、失望ア累テ
 ワナキ得ベキヤ否ヤ)

七、支戰力、檢討

國內資源、豊富ナル未開發、モト多シ聖少波ハ鐵道其他
 國内運輸一應整ヒ居ルモ其他ハ不充分ナリ
 船舶多カラズ軍艦ハ言フニ足ラズ陸軍亦貧弱ナリ最近多ナ
 軍用飛行機ヲ米國ヨリ購入セルモ今尚空軍ハ不整備ナリ士氣モ
 大シタモノト思ハレバフエルチドロニヤ島並ニアマゾン河口方面ニ空軍基地
 ヲ設備セルモノ如キモ其他ノ要塞ハ旧式、僅ナルベシ
 財政上ヨリ見ルモ大シタ支戰力ハ望メホルベシ

八、米國トラニアメリカ諸國ト、關係

伯國、總輸出、七〇%内外、對米向ニシテ經濟的ニ米國ニ
 依存、程度大ナリ米國ヨリ借款(外債、之類ト其他)多く
 軍備迄モ援助ヲ受ケ居リ米國、全體的ニ依存、現狀ニ在リ
 今次大戰中大東亜戰爭勃發直前頃對亞並ニ對智通商
 條約ヲ協定シ南方諸國ト、通商促進ニ努力中ナルモ其ノ実績
 如何、將來ノ問題ニ屬スベシ

九、ラテンアメリカ諸國動向、將來、見透

南米ABC諸國中アルゼンチン、ペリーハ經濟地勢其他ニ於テ
 米國ニ依存、程度ナク右兩國ハ今後米國ノ壓迫ニモ拘らず
 杠輪國ト國交断絶ヲ行ハズ復張し居ルアト思フモ其他ノラヂ
 アメリカ諸國ハ米國ニ依存、程度大ニシテ今後、如キ態勢ナラズル

已ムア得ハルベシ

最近枢軸側、戦況旗色良ク殊ニ最近アルゼンチンガ對米態が強化ア明ニセル爲メ伯國、如キモ博次日和見的態がアラカルカ但シ戦争中ハ在留邦人、取扱振りが急ニ良化スルモノ思ひズ。戦後日本、地界的地位向上ニ依リ在留邦人ニ對スル不適ノ態が改メ邦人ノ經濟的枯渇ハ或種ノ制限ヲ加ヘフモ相向範囲協ルニ非ズヤ若シ枢軸側、戦況今尚不利ナリシナハ伯國船舶擧沈拵等、陰興諭拂勝シ終ニ參戦スルコトモアリタルベキも現在、状勢下ニアリスルナトハ望ミ難キ處ナルベシ

一〇 敵國內部国民党欺骗宣傳振り

伯國政府ハ外交断絶後枢軸派ト目セん、新聞ヲ停止シ又枢軸諸國ノ新聞通信社ノ報道ヲ禁止シ專ラ英米側、宣傳記事ヲ新聞ニ記載セシメ且新聞アシテ枢軸國並ニ其ノ國民ヲ誹謗セシツアリ、邦人移民中軍服姿、寫真ヲ持ケ居ルモノアレバスペイ呼ハリシ十金ヲ現金ニテ持ケ居ルモノサク家宅搜索ニテ発見スルバカ五列枯勦資金、隠匿ナリトイヒ、伯國、地圖ヲ持ケ居レバ是亦スペイナリトイヒ之等ヲ新聞ガ書キ立テ當局ハ之ヲ放置スルタメ一般民衆モ之ヲ信ズルニ至ルモノアリ

殊ニ伯國、新聞宣傳局(D.S.P.)自ラガ此ノ爲メ一役買ヒ居ル次第ニシテ先般共ノフラン時間ノラモ才放送ニ於テ東山、グラ招ガ貿易第三名ヲカウテ武器ヲ密輸入隠匿シ居ルトノ挾書文面ヲ發見表記が如キ笑止、妙極トイフベシ

以上

右船中唐突、間ニ訛メタルモノニテ甚ダ不充分ナルガ若シ要アリ更ニ詳細シ鷹族シ説明申上ケバシ

昭和十九年八月十七日

大阪商船株式会社

大阪商船總支那人欠田豊次郎(四十七)

伯國聖州聖市(在住二年九ヶ月)

一在留邦人、取扱振特ニ拘留中ニ於ケ待遇振リ
弊社・大阪本社ヨリ派遣セシテ伯國ニ在勤セルミハサンズ店五名
聖市店一名、リ大阪三名計九名ナリシガ開設前・昭和十五年
新送私ジラガ先航報露又ヅアルガス大統領ニ獻上品ヲ
贈呈セル等、場合、如キハ大統領、謝言、交通大臣及聖州
執政官、本般御食宴上ニ於ケ演説、如キ鄭重ラ極メ日本國
ヲ讚ヘ其ノ親交ヲ契ニ且シ本邦人二十萬、伯國ニ對スル忠誠
勤勉ヲ称揚シ弊社ガ日伯貿易ニミナズ、伯國、阿弗利加及
伯國北中米貿易上ニ貢獻シツ、アルコトヲ賞シ、又昭和十五年
ニ於テ弊社村田前社長ニ封シ、*Congratulation*、最高章ヲ叙勲サ
タル程ニシテ、一般伯國民之亦弊社、サービスヲ認識シ好評ヲ

昭和年月日

大阪商船株式会社

乙

博シ居タリ、サド日常、營業ニ於テ伯國稅關其他官廳、
官吏、内面ハ綱紀極メテ亂セヌリ、ワヨロ其他ヲエスリ來ルモノ多ク
ソ迄デナク之に付ケア興ヘザバ、円滑ナル業務ノ遂行ヲ期セシム
不便斯ナカラザリキ、而シテ開戦後ニ至リテ、既ニ本邦船ハ逸早、
引揚ゲ居タルヲ以テ、營業上之障害ハ免レタリト雖ニ残務其他
訴訟事件等、解決ニ当リテハ米莫側、米動ミアリ悉ク不利
ニ陷リ非理ハ判決ヲ降サルニ至リ、弊社ノ損害移シキモノアリ
又在勤員個人生活ニ對シテ々压迫迫害ヲ加ヘニ乞事実ニク
例ヘ本年三月廿八日聖州警察、召還狀ヨリ伯國人ニ弊社
全國内ニ於ケル機構、文配旗讓渡ヲ強制サシタル以來、如キハ聖州
ニ於ケル在勤員ニ對スル手當生活費ストリ出シテ首ゼザルコト數ヶ月
間ニ及び特ニサ久在住、在勤員四名及其家族ハ四月十七日
早晚刑事數名、立キテシテゾ着ミ着ノ怪、リオニ送還
セテタルニトハ別赤弊社、山下、檀上佐藤、大熊在勤員連名

△備考、四封金、政府トモ該係官吏ト山別ケノ制アリ

は第2號 (規格B5)

は第2號 (規格B5)

REEL No. A-1195

0510

アジア歴史資料センター

報告書、通リナリ

大阪商船株式會社

3

尚一方邦文邪詔、使用ヲ禁止シ之ヲ所持又ハ使用スルニハ
弓大ノ嫌疑ヲ掛ケタルヲ以テ、葬社重要書類ニシテ一部焼却
シタルモノ或ヒ、事務所至當善後処理乃至在勤員ノ身辺
保ウナ爲使ヒタル費用相当額ニ達シナリ。此ノ矣ヨリ云フモ葬社ノ
損害相当甚大ナルアリ

四著名志親日外人及ビ排日外人氏名及住所職業
伯國人ハ事大主義ニシテ輕佻浮薄ナル國民性ナリト周知ノ如ク
ニシテ米英、庄迫ヨリ引入コル、ヤ杞軸國人特ニ日狹人ニ對立
能及ハ戰前ト一度セルニト御承知ノ通リナルガ、伯國人ヲ私人
的ニ云フモ重剛性乞フ。口=Onigoナル言葉ヲヨク使フが心ヨリ氣ヲ
許シ信頼、出來ルガ如キ人物ハ高位高官ニアルモノト難ニ殆ンド
稀ナリト思ル、然ルガ故ニ戰前親日家ト称セシタルモノを飽迄

其、信念ヲ負ケヌナク、更に猶夷セルモノシ

聖州内ニ就テ云ヘバ葬社ハ前記ノ如ク聖州ニ於ケル機構文配權ヲ
監察ノ命ニヨリ國立聖州法大教授、并護士Sir James Bell 氏
(伯國ニ於ケル刑法ノ大家)ニ委任シ來リタルが、今氏ハ曾テ帝國總領事
級、推薦ニヨリ本邦ニ曾遊セシコトニアリ、親日ト云フ程ニ非ズト
シテ、其、言分ハ伯國法規、許可範圍ニ於テ我社利益ヲ
飽ク迄擁護スベキヤトヲ誓ヒタリ

六今次戰爭ニ對応國民、態度及國民、向ニ於ケル政府聲望
既往伯國ハ資源、包藏多キヲ以テ各國が利権済リ、對象ト
ナシ各國ハ就テ伯國ニ對シ甘言ヲ弄シ來タルヲ以テ政府姫メ
一微民衆、自國、實力ヲ辨ヘド自ラ國家ヲ誇大ニ評価シ、幕
最大強國或ハ文化國トシテ、ウスボレ心誠ニ強シ之ガ爲、今次開戰
後ニ於テ是多少米英、虎威アリ、威アリ、威アリ、威アリ、威アリ

は第2號 (規格B5)

は第2號 (規格B5)

REEL No. A-1195

0517

アジア歴史資料センター

和 年 月 日

大阪商船株式会社

5

在住者ニ對スル伯国民衆ノ大部分ハ自重心ヲ失ヒ全ノ米美ノ宣傳
煽動ニ乘リ、自國弓年ノ宗教タル、口々曰教信者タルヲ之志レ
人道ヲ超ヘ枢軸国人ニ對スル暴虐、暴戾、事實放擧ニ遑
ナシ、特ニ我皇室ニ對スル不敬事件ヲ初メ、皇軍兵役殉保者
ニシテ、伯國在住ノモノニ對スル迫害特ニヨガリシニハ漸然見逃シ
得ザル事件ナリ

現大統領ハ開戦前慎重ナル政治家トシテ枢軸国人側ニテ之
之ニ期待ラカルモノ相当アリシガリオ外相會議以来、米美、
丘迫ニ耐ヘ得ザリシコトニアリニ、然ニ一変、枢軸側人命財産等
ニ對シ迫害ヲ加ヘタルガ、伯國ノ民ハ米国弗外交ニヨ資金融通
乃至ハ宣傳費、頂戴ニ辭ヒ未ダ覓見セザルモノ大部分ナリ
然レドモ枢軸側戦果、拡大ト亞國、智利両國、熊本等ニ刺歎
サセ私カニ現政麻、總務、支那、臺灣スルモノ弗立出リタルコトヲ
耳ニセシミ之等、勢力ハ未ダ底流ニ於ケル一部ニ不過現政權
ナルベシ

和 年 月 日

大阪商船株式会社

6

二對スル聲望ハ若シ、アルガ、失脚スルトシテ之以上ノ人物ヲ見出シ
難キ矣ヨリ見テ未ダ國民ノ聲望ヲ繼ギタルモノト見ルト妥当
ナルベシ

X 文戰力、檢討

運房

(1) 南米諸國ノ海運

南米諸國ハ海運國トシテ殆ド見ルベキモノナシ、漸ク自國沿岸
貿易、之自國祇ニ貿易ニ居ル程度ニシテ海外遠洋貿易、如キ、
殆ド外国祇ニ輸送ヲ委セ居ル所ナリ、又遠洋航路航
建送ノ出来ル送船所、之皆無ナリ

ハサニ、以南ノ南米ト称スルトガ、近年、ハサニ置藉船増加之模様
ナル也、之ハ米國法規ノ關係ニヨリ米祇ノハサニ移藉セルモノナバ
全ノ米祇、別動隊ト見テ差支無、至不茲ニコロゾヤ

は第2號 (規格B5)

は第2號 (規格B5)

REEL No. A-1195

0518

アジア歴史資料センター

和 年 月 日

大阪商船株式会社

「エクアドル、ペルー、如キハ海外貿易ニ從事シ大船舶ハ殆ド皆無ト称シテヨク、次ニ智利ハ約三〇万石、自國船ヲ有シ、紐育航路ニ相当、密航三隻使用セん由ル之他、自國海岸線長キ為メ全部沿岸ニ使用セズル。如アリ、亞國、所有船舶ハ戰前約三十萬石ト記憶スルガ、其後保大利紙、全國繫留中之ノ約十隻一〇万石ヲ加ヘタル。此、買收船ハ修繕、密渠、並ビニ海員、不足ニヨリ未ダ大部分逼航セカラザルミハシ、而シテ全國ニ於テ燃料、不足ヲ感ジ、陸上交通機関乞鉄道其他叢電所ニ於テハ英國炭、輸入杜絕狀態ニ陷リタル為玉泰蜀ヲ飛焼シオルガ、其火力ハ普通石炭ニ比シ約三〇%乃至四〇%ト称サル。但シ何ト云アリ、亞國南方ニ石油、埋藏アリテ之が年產副産物ヲ含ミ戰前百万石ト開クヲ以テ、同國ハ軍事上ニミナニ、海運ニ於テ強シト六ハザルベカ。ザルエニ亦海岸線長キタ共、船舶、自國及ビ一部伯亞智、ペリ、間南米沿岸貿易ニ從事

時和年月日

大阪商船株式会社

スルヲ出デザンベシ

2. 伯國、海運

某社、調査ニ依、昭和十六年六月木ニ於ケル伯國、汽船ト称セテルモノ、所有高ハ約四十八万石ナリキ。其内約二十五万石、半官半民會社タル *Loyal Brasiliens*、所有ニカリ、残リハ四五万石程度、所有会社ニ三正之他、所謂一杯船主的、モノナリ。

船舶ハ伯國船隊、主力ヲナスエハ第一次大戰當時、独逸艦讓被テ麥ケタルモノヨリテ、以テ船齡皆三十年ヲ超ヘタル古船、三十四年、昭和十四年米國ト、向ニ貨物船十四隻、大量買收、契約ヲセシム未ダ受取済、之ハ半數、程度ニシテ、之亦第一次大戰當時米國、急送粗製船ナレバ、船質更シ。

伯國船、内外貿易ニ往來シタルモノハ *Loyal Brasiliens* 社船ヲ主トシ、其航路ハ北米航路、歐洲航路、ミナリニカ近年南航路、*Loyal Brasiliens* 現今歐洲航路、南航路ヲ休航セリ。

英對獨伊戰後、伯國諸港ニ獨伊船十數隻、約一〇万石、暫留セ居在カ、獨乙船、改名船、另自ラ機関ヲ破壊シタル。伊船八艘ナレ、其二部八米側、機物三件リ、並航

は第2號（規格B5）

ル五八、如シ。

は第2號（規格B5）

REEL No. A-1195

0515

アジア歴史資料センター

○ 諸君、伯國は昨年以來、沿岸、大洋、南北運輸統制を居り

和年月日

大阪商船株式會社

伯國船海外貿易、對外輸送力、檢討スルニ、米國ヨリ、咖啡割当
年一〇〇〇萬袋ト見テ重量約六〇万也、容積約百万也弱。
達スベク之ヲ伯國船中、北米向遠洋航路、就き得ベキモノ甚
ト見テ、一隻、一年四航海ト見レバ、百二十航海ニシテ
古珈琲、百万セ文、ラ輸送能力無キ次第、依テ從来米船
並々外國船、輸送力、頗リ居タル之近時、伯國船、杞軸潛水艦、
零丁沈セ元々既ニ十數隻ナル外、米船又南米、對外配船意、
如クナラズ既ニ善隣船隊ハ、此年十月頃ヨリ休航、其他貨物船
之減配セラルガ、茲ニ特筆スベキハ、歐洲安全航域、狭隘化ト共
南米大西洋方面、逃ケ来ル中立國船並ニ丁抹、希臘船等、
出稼ガ活動ガ、南北米向輸送ニ相当、働く矣、吾人等、
最大注目視ヲ要乞所ナリ、然ニ之等ニ限ノアルベク、タンカーハ、
伯國船中、ハ殆ド皆無ニシテ、米船、中立國船又極メテ窮屈ト
ナリ來リナルテ、既ニ伯國內ニハ、ガソリンハ、大不足ヲ來シタル

和年月日

大阪商船株式會社

10

は第2號（規格B5）

ミナラズ表カヌ一彼貨物ニ對外輸送之杞軸側潛水艦、活躍
ト共ニ極メテ、欠乏ニ陷ルニト明カヘ、米、伯間ニ如何、物貢
交換、假定成立シタルト々輸送力、矣ヨリ先づ破綻シ来ルニ
アヌヤト惟ハ、南北米通商破壞戰ニ努力ヲ要乞吾人等トシ
極メテ注目ヲ要乞向題ナリ

3. 南米東西两岸横断鉄道

汎米會議ニ於テ南北米間ヲ貫ク、自動車道路、鉄道計画
サシ模様ナルニ斯ルモノ、貫通ハ未ダ言ハベシテ何年先、
トニナルヤエ知レサルガ、茲ニ南米交通ニ於テ最大注目ヲ要乞
矣ハ昨年伯國大統領が聲明ル、サンフヨリ伯國ヲ横断シ
ボリビヤ、油田地帶ニ出テ智利、アリカ、港ニ出ル横断鉄道
、敷設ニシテ、之ガ全通シ、相當、運輸力具ルニ至ラバ、南米
特ニ東亞ト南米ト、交通系路、相當、異變ヲ貰シ来ル
元ト予想ナル

和 年 月 日

大阪商船株式会社

11

十 敵國內部國民欺瞞宣傳振り
開戦前後ヨリ米英ハ先づ伯國新聞、殆んど全部ヲ買収ン
聯合國側、勝利ヲ程送スルト共ニ枢軸國側ニハ「デマ」宣傳ヲ
ナシテ國民ヲ欺瞞シ、枢軸伯國在住人、特・日本人ヲ故ミナク
誹謗ノ限リラックシタルガ、伯國民中ニ之アル者ハ其ノ欺瞞
ニカカラサルモノ弗出テ來リ。

社會ノ反對鏡タル新聞、聲極々稍々弱リツツアル如フ思ハル
ニ至ルヤ。之ニ對シ米英側ハ第二段ノ宣傳方法トシテ、大學
專門學校等ニ多大ノ寄附金ヲナシ、各學生ヲ煽動シ
枢軸側ニ不利ナル示威運動ヲナサシメアリ。既ニ五反等、
聖市法大学生ガ、四月、五月各一回、宛街頭示威運動
ヲナセルヲ目撃セルガ、リオニテ之全様、如ク、而シテ其ノ造立
ハ卑劣極マルモノシテ吾等、憤激心頭、斯ムモノアリキ。
之ヲ要スルニ、米英ハ文那ニ於乞宣傳、甘味ニ味ヲ覺ヘ

和

年 月

日

大

阪商船株式會社

八

伯國方面ニ於テ之新廟雜誌ハ「デマ」宣傳ニ飽キ足
青少年ニ之ニ惡宣傳ヲ植ヘ付ケツアリ。其ノ惡練
加減言語ニ絶ズルモノアリト云フベシ。

以上

は第2號 (規格B5)

は第2號 (規格B5)

REEL No. A-1195

052

アジア歴史資料センター

昭和十五年八月十七日

大阪商船株式会社

①

ブラジル大阪商船サントス在勤員

大阪商船株式会社

山下商店

佐藤勝(全般
委任小兒二名)

(A) 2.

四月十七日未明山下ハサンクト・アトランチクホテル、館上大熊並其一族ハ何とアパート、佐藤及其家族“住宅”刑事二名乃至四名ニ龍村ハレテ即ち起オレ評問後家財、道具ソノ地所有品全部ニ亘リヒックリ追シ、抜キ出ス等徹底的ニ搜査ヲ受ケタル後、警察不自動車ニテ金在勤員及奸婦千鶴ニ至ル迄全家族サントス警官署署長ニ引致サレ約二時間留置、後、刑事四名、護送ニテ聖市ニシテラタリ(サンクト・聖市汽車ニ至ル)日本三井

は第2號 (規格B5)

和年月日

大阪商船株式会社(2)

中ニ多少物利リースル刑事一名アリ初見連レ、婦人モアルコトトテ、聖市駅付食堂ニテ子供、タメ晝食ヲ許カレ午后ニ聖市警官署ト署ニアリタリ、当壁リオ司法省ヨリ聖市警官署本部ヲ通ジサントス警察署署長ニ達シタル召喚書板(古田五・他次田豊次郎)ナントス首席古勤員、但シ聖市ニ居(並ニ浜崎雄一)、二名ミ合マレ居リタレ由ルモ、次田(聖市白オントスニテハ逮捕サレリシモ、次田ハ今日弊社聖市事務所ヨリ警官署ニ出頭ラ命セラタリ、而シテ前記サントス一行ハ警官署署長下三行持タオルコト約四時半ニ及ビタル後、聖市保安局長陸軍少佐ヨリサントスヨリ引致セル一行、三夜七時直十二オ時送還ノト申す

實シヲ受ケタリ

は第2號 (規格B5)

REEL No. A-1195

0523

アジア歴史資料センター

和年月

日

大阪商船株式會社(3)

之「全う無茶極マル次第ニテ一竹」サントスニ社ナハ前事、
蘇格ラ典ヘラレズ、全う着ノミ着ノ置、狀態ニテ運行
サレ、金社事務引越、至一整齊、又松尾ノ搬領處
分、及携行面ナド、エレ時内サエ全う無カリシ程三
而モ可惡キ幼児三人を居リ、餘リニ非直ナリト強硬
折衝、結果漸ク当方ノ主張ヲ容レ一行、十七日夜リオ
向達景、翌ナロニ延期シ、今夜ハ刑事終夜監視、
下ニ聖市常盤ホテルニ止宿ヲ許サレ、次由ハ一等板
凳ニ引下ガリヲ許サレタリ

而ニテ保安局長ミリ欠田並ニ警察聖市駐在員モ
四月廿日オ向達、送達致ヘキ旨言傳シアリ、後兩名ハ
リオ向達景、サケタ一般聖市引揚邦人ト共ニ六月十三
日聖市駅列車ニテリオ向出立セリ、斯シテハ弊社
ガトス、聖市全在勤員悉ウリオ一號制達可命

和年月日

大阪商船株式會社(4)

セラル、コト、ナリ、事實上サントス、聖市、領事館所、リ存續
不能ト相成ルベキナ、以下、其裏ニ聖市警察署四番一通告ニ
リ弊社(ブラジル大阪高級)、MANA GAMA TSIテ任命予定、
D. M. C. E. S. オシ登記キ實質ラナヌ要アリ、右手續ニトナリ、
午后ニ時迄掛リニタメ、リオ向達景、駅列車(十八日午后七時)
迄、鐘カニ五時内ヲ、蘇格ラニヨリ、コ一、往復、西
キロ、聖市ノサンテス、山道ヲ豪雨中往復シ、サナス
事務所、敷正室並ニ引越、私宅數理、携行品草
筋、葉、釐、一等間余リニテナシ、聖市、車場ニ
ケツケタルハ、先半ナリ、午后六時四十五分ナリ、右列
車ハ、等、最下級、ニテ勿論、實合ナシ
ス、クテ翌十九日午前九時、二時内止着、所乗時内七時
川才着、直ナ一警報、廉ニ出頭セシガ日聖ヨリテ浮明
カタ、聖市保安局長ニハ、ロ壁日火行えサナヌニ社ナレ

は第2號(規格B5)

は第2號(規格B5)

REEL No. A-1195

0523

アジア歴史資料センター

和年月日 大阪商船株式會社 (5)

諸準備ニ当テ、某レル林舟三歳在額セシモ六名ヨリモ翌
三十日舟ニ登警視庁ニ出頭セシモ附季利事ハ一斤ハ
出頭スルニ及ハズ、引領キロ候御帶在秀文ナリ二斤
リオ着ニ先立テ弊社リオ事務所ヨリ、警備第一
ノエスレ、提出来シの如候止宿ノ所可ラニ得タリ
又外出之制限セガル趣ナリレトス、
一斤ニ科シテ白由外出ノ許可ヲ得タリト雖元ニテ、
證明ノヘキ紙據高額ナリ、若シ遂上ニテ御事、
御向來事ヲ當ケタル時ハ該證明ニ因難ヲ來スノミナ
ラズ、徇私サル、喫ナシトセズ、某ツテ終日本テルニ用
ギコモリ居レリ、而ニ何日ニ斯ケ、如キ狀態ニテ居ラ
ガルベカラ、ガルヤモ全然不明ニテ、リオニ於ケル莫大ナ
ル木テレ代、及サンドス、留守宅ノ諸費大等、徒ラニ山高
ムニシ故、一度サンドス事務所及松宅ニ第一シテ貰フ様

昭和年月日

大阪商船株式會社

(6)

弊社リオ事務所ヲ通ジ司法省ニ登録シ、提出シ益三
金更ノオントス、歸還御難ナリ、セメテ山下極上ニ名
ノミニテモニニヨ位、帰還許容方總額セシモニニ
封シ何事、通報シ接セズ、
又リオ大使館モ本件ラスビン大連艦ヲ通シ
而日本外務省ニ申済セシモサンドス、歸還小艇ニ
名セラレバ、猶エホ一斤ニ科シテハ矣、大連艦ハ多大、
開ルヲ以テ其ノ行動監視シ居ルト所害セリト云々、
而シテ一斤、四月十九日ヨリ交換船運來即ナ七月三日迄
公私共自由ヨ奪ハレ長時日木テレ帶在ヲ余儀ナ
クセシメラレタリ

惟ニリオ送還ノ理由ハ未タ判然セガルモ、リオ司
法省、命令ヨリハ明カニシテ、背後ニシサンドス、莫
米領事乃至英米領社ノ策動アリ之事カ拘

は第2號 (規格B5)

は第2號 (規格B5)

REEL No. A-1195

0524

アジア歴史資料センター

開年月日

大阪商船株式會社

(7)

当局ヲ動カシ文換船向題起リタルニツキ之一ロ實ヲ付ケ
斯ル罪人彼ニニ筆シテ非理極ムル行動ヲトラシメタルニ
非ルヤト想像サルニシケアリ

(6) 前述ノ如ク文換船リオ出帆ニ先立ワコト約二ヶ月半
前ニリオニ美ニ墨サレタレヲ以テ家財整理ハ辛ジテ
蓬詰ニヨリ弊社出ノサシニ笠木テル主人、小利支
市ニ連絡シ必至品ミリオニ取寄セキリ家具
一他ノ取廻メサントス海納フ氣厚ニ保蓄セシメ
ナリ!
又サントス東山銀行預金モ古理由ニヨリ一文モ引
出スコト得ガリキ

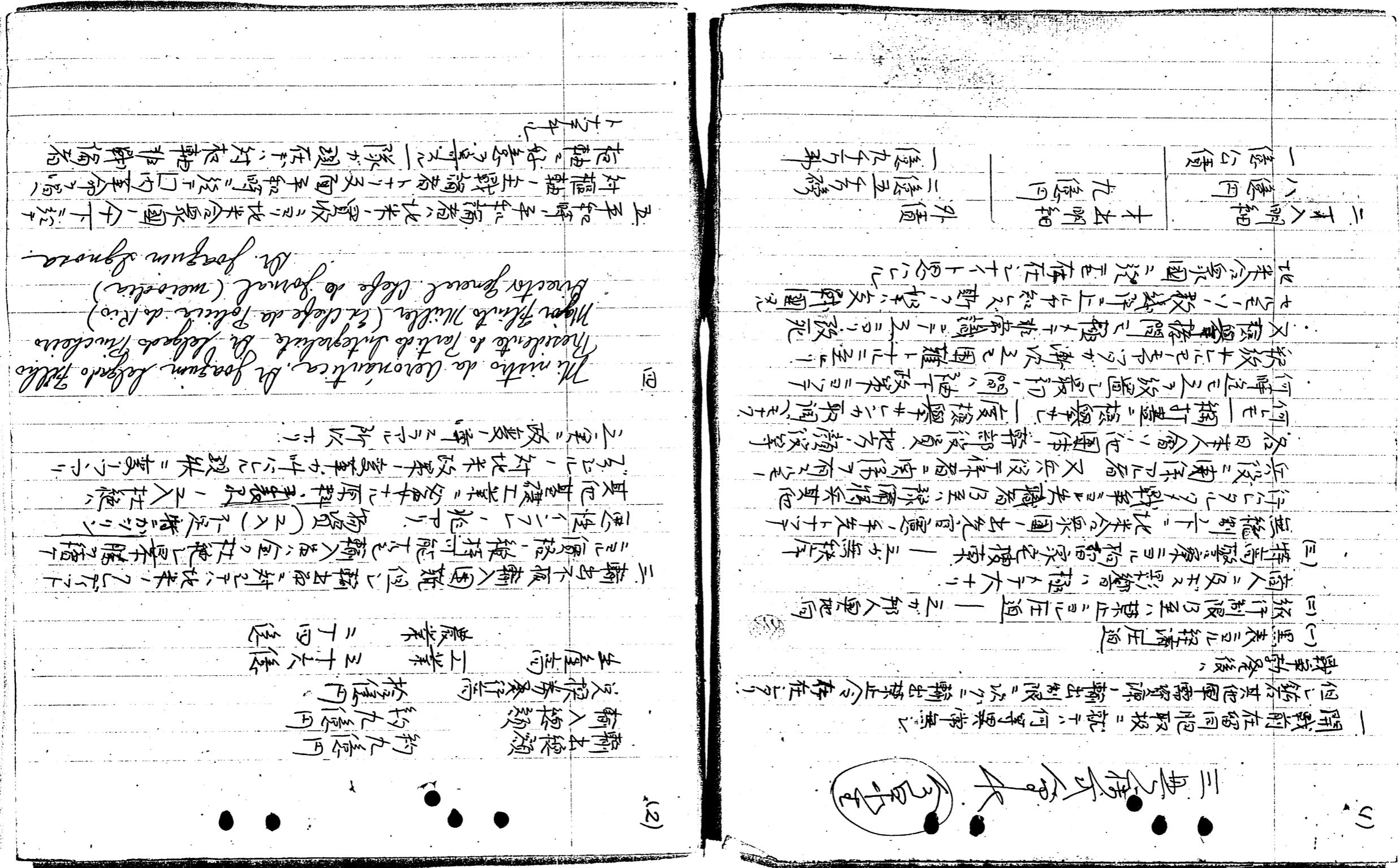
以上

は第2號 (規格B5)

REEL No. A-1195

0525

アジア歴史資料センター



(5)

本邦の經濟は遂に「米」の時代となつた。中南米は「米」の輸出で豊富な財源となり、政治的・經濟的・軍事的影響を擴大する。このことは、英國の工業革命と並んで世界の歴史に大きな影響を与えた。英國は、中南米の開拓と資源開発に力を入れ、特に「伯利茲」、「ペルー」、「チリ」、「アルゼンチン」などの植民地を獲得した。一方で、中南米の独立運動が進展し、スペインやポルトガルの植民地が崩壊する。また、南北戦争による米国の大統領アンドリュー・ジョンソンの失脚など、世界の政局に大きな変動が生じた。

116

政治的・經濟的・軍事的影響を擴大する。このことは、英國の工業革命と並んで世界の歴史に大きな影響を与えた。英國は、中南米の開拓と資源開発に力を入れ、特に「伯利茲」、「ペルー」、「チリ」、「アルゼンチン」などの植民地を獲得した。一方で、中南米の独立運動が進展し、スペインやポルトガルの植民地が崩壊する。また、南北戦争による米国の大統領アンドリュー・ジョンソンの失脚など、世界の政局に大きな変動が生じた。

四

1

此為通商，中國米供在道路又：候，通達，又：許
不能為。中國米供在道路又：候，通達，又：許
全體的。前這老怎麼辦？若以此改變的一點，則
助長也。又：通商，全：同，印：斯巴尼亞，三：勢一層。
前還可以改：事，這老：用，則：改：事，得，三：勢一層。
將來：事，這老怎麼辦？若以此改變的一點，則
歸國：事，這老：用，則：改：事，得，三：勢一層。
歸國：事，這老：用，則：改：事，得，三：勢一層。
（二）凡：半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：
（三）親：根：朝：的：中：三：表：明：（四）即：中：南：活：國：
政策變：（一）及：半：半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：
統上：「半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：」
（二）「半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：」
統上：「半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：」
「經濟的危機」
政策上：「半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：」
政策變：（一）及：半：半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：
統上：「半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：」
（二）「半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：」
統上：「半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：」
政策變：（三）親：根：朝：的：中：三：表：明：（四）即：中：南：活：國：
拉脫國向：「半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：」
政策變：（一）及：半：半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：
統上：「半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：」
（二）「半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：」
統上：「半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：」
政策變：（三）親：根：朝：的：中：三：表：明：（四）即：中：南：活：國：
拉脫國向：「半：對：第：富：國：半：危：機：直：面：半：」

REEL No. A-1195

152

アジア歴史資料センター

100 200 300

REEL No. A-1195

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1195

0531

アジア歴史資料センター

五、考収集：考収集は、考収集の本質と、考収集の方法と、考収集の問題と、考収集の問題を解くための手順と、考収集の問題を解くための手順を示す。考収集の本質は、考収集の問題を解くための手順を示す。考収集の方法は、考収集の問題を解くための手順を示す。考収集の問題は、考収集の問題を解くための手順を示す。考収集の問題を解くための手順は、考収集の問題を解くための手順を示す。

REEL No. A-1195

1532

アジア歴史資料センター

英國的經濟政策在印度和中國的問題上，已經開始發揮作用。印度的經濟政策，是英國政府為了鞏固殖民地的統治，而採取的一系列的經濟措施。這些政策包括：對印度的農業進行控制，限制農業生產，提高農產品價格；對印度的工業進行保護，提高工業產品價格；對印度的商業進行控制，提高商業產品價格；對印度的金融進行控制，提高金融產品價格；等等。這些政策的目的是：鞏固殖民地的統治，保證殖民地的財政穩定，保證殖民地的經濟發展，保證殖民地的社會穩定。這些政策的結果：鞏固了殖民地的統治，保證了殖民地的財政穩定，保證了殖民地的經濟發展，保證了殖民地的社會穩定。這些政策的不足：這些政策的不足，是因為這些政策的執行者，沒有考慮到殖民地人民的切身利益，沒有考慮到殖民地人民的經濟情況，沒有考慮到殖民地人民的文化傳統，沒有考慮到殖民地人民的社會問題。這些政策的不足，是因為這些政策的執行者，沒有考慮到殖民地人民的切身利益，沒有考慮到殖民地人民的經濟情況，沒有考慮到殖民地人民的文化傳統，沒有考慮到殖民地人民的社會問題。

英國的經濟政策在印度和中國的問題上，已經開始發揮作用。印度的經濟政策，是英國政府為了鞏固殖民地的統治，而採取的一系列的經濟措施。這些政策包括：對印度的農業進行控制，限制農業生產，提高農產品價格；對印度的工業進行保護，提高工業產品價格；對印度的商業進行控制，提高商業產品價格；對印度的金融進行控制，提高金融產品價格；等等。這些政策的目的是：鞏固殖民地的統治，保證殖民地的財政穩定，保證殖民地的經濟發展，保證殖民地的社會穩定。這些政策的結果：鞏固了殖民地的統治，保證了殖民地的財政穩定，保證了殖民地的經濟發展，保證了殖民地的社會穩定。這些政策的不足：這些政策的不足，是因為這些政策的執行者，沒有考慮到殖民地人民的切身利益，沒有考慮到殖民地人民的經濟情況，沒有考慮到殖民地人民的文化傳統，沒有考慮到殖民地人民的社會問題。這些政策的不足，是因為這些政策的執行者，沒有考慮到殖民地人民的切身利益，沒有考慮到殖民地人民的經濟情況，沒有考慮到殖民地人民的文化傳統，沒有考慮到殖民地人民的社會問題。

日本錦花梅此余忙於國事
四十七年正月廿五日
大陽市北中華街二丁目十號
日本錦花梅持此年正月廿五日
日本錦花梅持此年正月廿五日

中英雙方在簽訂《南京條約》時，已經就香港的前途問題達成了一致意見。根據該條約第十二款的規定，清政府同意將香港島割讓給英國，並允許英國永久擁有和管理該地。同時，清政府還同意將新嘉坡、馬六甲和檳榔島等處開放為通商口岸，並允許英國在這些地方設立領事館。這些規定都表明了英國對香港的長期佔有和管理的意願。因此，當年英國人提出要永久擁有香港島時，中國政府是沒有理由拒絕的。

8

2

4

2

2

四

三、政治思想

REEL No. A-1195

0533

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1195

0536

アジア歴史資料センター

IWAI & CO., LTD.
233 BROADWAY
NEW YORK CITY

TO _____

LETTER No. _____

PAGE 2

DATE _____

一 在留和人ノ取扱
伯國リ九十九年移民制限令布十八八年ノ基準トシ往來入國者ノ全移民
一ニテ即ち一年省、^全移民數アセ九〇〇人ニ制限シ以東從未入過ル移民
集團ニ対シ種々ア压迫加へ政策の般移民入國ヲ勧進セタル傾向
進ミテ之が現レドリテ(外國被教育禁止)外國被教育者
禁止(外國人使用場合)但人ノ事例ノ上使用トシ(四)結婚被禁止
制限等主として移民海外ノ伯國へ入國、就業モ一九〇〇年六月部為
毛頭被教革禁不為ルヤ人ノ入國制限ヲ理由トシ超軸人ニ同様
待遇ヲ與ヘキヤ眞善也
大東亜戰爭勃發後、日本人在外國人ニ對允取扱、傲然恩化ノ路
アユリタリ今ニテ列記スリ左如シ
一 超軸人ノ海外ノ旅行ニ對レテ査証ノ禁止
二 超軸人ノ海外ノ旅行既往者被治也、其國內旅行ヲ為スルヲ
玄關内総合旅行局總務部ノ御令書並行日元政府令第シ
一 亞洲ノ在留者返還禁止
一、新設支那事務所ノ勿論街頭旅館、日本旅館甚起
超軸人ノ使用ノ禁止サシテ、猶伊保「日本旅館」同立矣前会
使用不可を問題ナシ
一、超軸人ノ冠帰幕第一儀式ニ命令凡テ、超軸人ノ訪問名古屋等
体育俱樂部其他凡テ集團會合一禁止
一、日本使領事、日本書籍ノ販賣業者
一、傳書、空手竹、紙制文具等
一、書類ナシ多クノ寄宿、旅館、旅舍、旅館、旅館、旅館
超軸人ノ使用セテ、又超軸人ノ金錢貯備其他事行為ニ對不允許仕業ヲ為シテ
又被毛一引出制限セシム又日本人、海外遊學ノ勿論、國内遊學セシム
不能、終止ナリ
一、超軸人ノ財シガリシ石油、燃料、煙草等、其處者機械、運輸
「勿論日本一燈燈火乞可欠ク終止ナリ」

IWAI & CO., LTD.
233 BROADWAY
NEW YORK CITY

TO _____

LETTER NO. _____

PAGE 1

DATE _____

一 在留和人ノ取扱
伯國リ九十九年移民制限令布十八八年ノ基準トシ往來入國者ノ全移民
一ニテ即ち一年省、^全移民數アセ九〇〇人ニ制限シ以東從未入過ル移民
集團ニ対シ種々ア压迫加へ政策の般移民入國ヲ勧進セタル傾向
進ミテ之が現レドリテ(外國被教育禁止)外國被教育者
禁止(外國人使用場合)但人ノ事例ノ上使用トシ(四)結婚被禁止
制限等主として移民海外ノ伯國へ入國、就業モ一九〇〇年六月部為
毛頭被教革禁不為ルヤ人ノ入國制限ヲ理由トシ超軸人ニ同様
待遇ヲ與ヘキヤ眞善也
大東亜戰爭勃發後、日本人在外國人ニ對允取扱、傲然恩化ノ路
アユリタリ今ニテ列記スリ左如シ
一 超軸人ノ海外ノ旅行ニ對レテ査証ノ禁止
二 超軸人ノ海外ノ旅行既往者被治也、其國內旅行ヲ為スルヲ
玄關内総合旅行局總務部ノ御令書並行日元政府令第シ
一 亞洲ノ在留者返還禁止
一、新設支那事務所ノ勿論街頭旅館、日本旅館甚起
超軸人ノ使用ノ禁止サシテ、猶伊保「日本旅館」同立矣前会
使用不可を問題ナシ
一、超軸人ノ冠帰幕第一儀式ニ命令凡テ、超軸人ノ訪問名古屋等
体育俱樂部其他凡テ集團會合一禁止
一、日本使領事、日本書籍ノ販賣業者
一、傳書、空手竹、紙制文具等
一、書類ナシ多クノ寄宿、旅館、旅舍、旅館、旅館、旅館
超軸人ノ使用セテ、又超軸人ノ金錢貯備其他事行為ニ對不允許仕業ヲ為シテ
又被毛一引出制限セシム又日本人、海外遊學ノ勿論、國内遊學セシム
不能、終止ナリ
一、超軸人ノ財シガリシ石油、燃料、煙草等、其處者機械、運輸
「勿論日本一燈燈火乞可欠ク終止ナリ」

IWAI & CO., LTD.
233 BROADWAY
NEW YORK CITY

TO.....

LETTER No.

PAGE 6

DATE

英國の軍事行動上にて、水雷、マシン、魚雷、火薬を供給する事件である。
大約出船入港の回数は、前年を除くと毎年2回程度である。
船舶本数は年々減少の一様子。(1918年以前)
伯爵一村の信稿(1918年以後)
多方面航行地図(1918年以後)
利是士支那(1918年以後)
名大英領地(1918年以後)
船舶改称(1918年以後)
第一次世界大戦と人間入役指揮艇(1918年以後)
軍備充実(1918年以後)
我軍(1918年以後)
第三次世界大戦(1918年以後)
第三次世界大戦(1918年以後)
日本(1918年以後)

IWAI & CO., LTD.
233 BROADWAY
NEW YORK CITY

TO.....

LETTER No.

PAGE 5

DATE

英國の軍事行動上にて、水雷、マシン、魚雷、火薬を供給する事件である。
大約出船入港の回数は、前年を除くと毎年2回程度である。
船舶本数は年々減少の一様子。(1918年以後)
伯爵一村の信稿(1918年以後)
多方面航行地図(1918年以後)
利是士支那(1918年以後)
名大英領地(1918年以後)
船舶改称(1918年以後)
第一次世界大戦と人間入役指揮艇(1918年以後)
軍備充実(1918年以後)
我軍(1918年以後)
第三次世界大戦(1918年以後)
第三次世界大戦(1918年以後)
日本(1918年以後)

IWAI & CO., LTD.
233 BROADWAY
NEW YORK CITY

TO.....

LETTER NO.....

PAGE 8

DATE.....

五、若者たる義理者、平和主義者及政治家の意見
伯國人の大半は和平主義者で、國民を他國と戦争するが反対する。
國家もソノモリニテ軍備を去る事年暮れ迄止りぬ。今ハ全軍がト行動ヲ失
毛シタヌ止マナリ。政府ノ余儀ナリセラレシ程度ニテ動機、何ルナリ。之
伯國ケ義理者にして其指不、明白ナリ。ナホ木々主教御、喧嘩人一ケルナ
開カズ。併テ斯ケル國情を更度ケラレ
六、今次戰争三村ノ民、一體度及各民、一體度
政治戰争勃發者皆爾國ノ勇輔軍兵以陸側アリ。米國又甚然也
ナ明向ニセリシヲ以テ伯國ノ他ノラチ、アメリカ諸國上ニ政治戰争
及ビ日本戰争ノ對岸ノ古堅、被シ甚度アリ。ホクセイ、獨乙ヒ、皆出入口
總務サリ。英米ヒ、官第ニ就キ。左迄之降ナリ。日本ヨリ、抑能
為他ノ猶人、性文アリ等、ナ却而御戰爭ヲ適通、乞如年假而アリ也
北米合衆等が總務アリ。既出アリ。舊北元落度高多、保シ國民、事國ト
起物アリ。軍需、軍需、軍需、軍需、軍需、軍需、軍需、軍需、軍需、軍需
チシノ民族、チシノ民族、チシノ民族、チシノ民族、チシノ民族、チシノ民族
獨輪車アリ。英米人ヨリも却早に輸入人アリ。日本、日英、日本、日本、日本

IWAI & CO., LTD.
233 BROADWAY
NEW YORK CITY

TO.....

LETTER NO.....

PAGE 7

DATE.....

七、敵板包尾と矣ナキニモ非ズ。併シ御名ナリ。レス教會ヲ隠イテリ
敵國体毛モ、更度ナリ。又為篤也。拂日來モ在セズ。ト見ルハ
乞者ト思ウ。日本、獨民、内連ニ對ス。萬度ヨリシテ左記ノ若リ
拂日伯人ト更ナ可ナリ方
ニヤビリテ、オリテ、トス場合ナシ
クニヤ、イメロ
アリ、ローブ(西医大教授)
アキサドン、コンテ(男爵)
寧古伯毛ミテ、耽溺承ト候也。一者ヲ餘棄エリ。ナガル太極
トシテ見假シテ可ナシ。仰ハ
オカルトアリ(かお)、ヤナミタ(太極太道)
ルーリバ、コニス(宥院總裁)

IWAI & CO., LTD.

233 BROADWAY

NEW YORK CITY

TO.

LETTER No

PAGE 10

DATE

其他國内、道路修造、交通機器、郵便、電信、衛生等事務
監督權、力士、アーチナム、公社、連合会議の為、其の位ニテ、宣戰力
、敵軍、見見ルベキセイナシ

八、英國ト伯國トノ關係

テニン、アリカ諸島中、何レ加布島、英米ヲ脱シ、多ナ少無能立子
先、伯國ヲ保有トスウルハ、多々トテ、廢帝、時、國號トシテ
テ、ヘシガ、是、クル件、事ローリ、不、以未、外、私、公、議、共、ノル也、テニン、ナ
ア、ル、公、ソシハ、猶、多、先、而、國ヲ保、ツ、ナ、ト、考、ヘル、一、方、大、仲、
弟、國、ナリ、先、其、公、族、ニ、於、テ、仰、恩、大、名、ト、シ、テ、後、而、ヲ、剝、奪、食、
心、体、ク、昇、第、無、元、色、ナ、併、レ、助、ク、ナ、考、テ、ナ、リ、國、儀、不足、
シ、今、迄、一、派、本、公、族、一、統、継、及、ビ、伯、哥、公、海、一、政治、國、係、ノ、冷、靜、
能、多、ナ、シ、伯、哥、才、政治、良、才、米、高、治、治、政、之、操、之、著、望、極、足、
本、哥、ノ、名、公、伯、哥、多、ナ、見、聞、大、富、多、ナ、交、接、也、ナ、ル、然、才、能、
萬、大、十、九、一、民、身、ヲ、知、レ、シ、此、多、ナ、良、才、者、也、英、皇、三、制、教、出、來、シ、ウ、ナ、ル、也、

IWAI & CO., LTD.

233 BROADWAY

NEW YORK CITY

10

LETTER NO..

DATE

PAGE.....

今後、國民と争ひ戦争、勝負の手本を失ひ戰争、終る事無理である。風潮あり。今後、戰争は必ず改訂の運営をうけて可トス。或は不可トス。若其然何とか多キ力の判断を盡し候西民ト共、我等、西北の対國心ナリ。

七、支那力ノ検討

他國、即ち棉花、高麗國在セ主為食料品、高麗國アルセ、ヨリ西半部迄カ国内ニテ引合シ、之トモ元昨年兩伯、水軍ニテ、備前ノ不作トシ、政社ノ西御ヘノ機会ヲ防ガムハ儀テ、猶其葉止人今リ出舍ナリ、即、食料取ト事ハ米即、玉毛口シ、アンジミ第、莫熟、砂糖オルモ其他同屋、辛子、軍需品ニ云リ、船十国外、近江、扶桑、ニ海上安撫力朴總兵之加修給、此等ル早下西海、三軍器工場建設中、オルモ之加修給、一、軍械ノ不齊、海上運送、御上、口不ト、アラムカ准、一、他國汽船令私三事、鐵船船七艘、率九方比ニテ、高麗米國弓賈入セシ大隻ヲ集ニ、例ク七方船隻ナリ、或南米写、航海カ主ニシ、倭古船、例ク八

IWAI & CO., LTD.

233 BROADWAY

NEW YORK CITY

TO _____

LETTER No.

PAGE 1

臣國事隊一佈列、備主之使機密、激昂シ而内、亂聲、爭鬪、争
之極ニ達セントソラカリ、然ニ隣ニアルシケンノ痕印、相朝軍力全般也、
即ち私有地、私有地云因ソレズ、猶自立仰テ、移向一筋既ノ者有
外也アヨキ、一派、一宣仰テ、金官船也、セルモナルヤ鬼也、
然ニ今迄取扱未派ガ至ニ御難シ難リ、シリルナシトモ像也、
令ノ年次ニ、ニ暫ク久也、徒、推稿元ニ詣セバ
起始人ヤ、在伯施ノ人也、其妻御子、ナニ御御也、
無後約ニ活節附ニ、ナリ且ツ形也、ハニ日暮江上ニ、伯國ニ財ハル御家
國傳深ナリムテ、始來、御乙、御子ニ、対充、被服、腰刀一付、赤糸、
何うか、御御第ニ、賣る也、日本上手の所圖、一仰、モリ多幸、
海原、核底ニ附シ、御底也、魏復テ構タル、同様、左仰同體、空汽
射し深キ思ヲ、記ス、又萬々度、申ス迄モ、ナリ、伯國御兵一時代、
能ニ、被昇セテ、ヨリ、御ソト、魏元、左、兼漢大引、御、不、彼方、
東軍考、御御内人、御御内人、御御内人、御御内人、御御内人、御御内人、
テモ、多幸、ナシ、彼の初、被昇、破係ト、方ウ、御御内人、御御内人、御御内人

IWAI & CO., LTD.

233 BROADWAY

NEW YORK CITY

TO.....

LETTER No.

PAGE.....

アラニ市、花梨子、ガムタリ大統領トシテ自命仕事ヲ即々友トシテ
權力維持カ、モト愈々大考え、獨力者、鐵道者、心病
官能化の深外ナリ考ヘラレナリ也ナ

九、伯國、節向、將來、見送

カリシノ他院、西防、代行、條件、枢軸ナ、國交、裁撫、獨焉
セシ伯國トナ、其後宮エナ、伯ニ事船泊十隻、獨活水艦、
鍋食トナ、金、鰐ト熟シカツシ石油、借給、絕色、伯國、
内ノ命令、向御車、トウクノ交渉、ヨリ、暮暮、石油、不正ハ、猪臺
猪弱加熱、梁、瓦、石、内燃機、又、伯ニ駕仕、米飯、交役カ弗ト
伯哥、官道、ハ、テ微子、枢軸人、家制、檜、櫻、松、紫、紫藤、
テ御草、之、是役、并、為内、急學、之、被禁、之、日本、也、及、日本、御櫻者
ナカニ、方、伯哥、寧都、北高、年隊、五月、良、使セ、九、猪臺

REEL No. A-1195

卷之三

アジア歴史資料センター

IWAO NAKANO
KAIGAI KOGYO KAISHA
CAIXA POSTAL, 3015
S. PAULO - BRASIL

あるを理由に持去らんとせり。
は高價あるものと持去り水代例
サンバウの書籍店大軒が高品たる書籍全部押収未だり氣

IWAO NAKANO
KAIGAI KOGYO KAISHA
CAIXA POSTAL, 3015
S. PAULO - BRASIL

一、アラジン在留邦人の取扱振り
アラジン政府の在留邦人に付する取扱振りは全く無軌道である。
實にアラジン在留邦人は精神力不足にかられ、非常によく
其體を変化する。

アラジン引致
街路上を午後七八時半迄桂枝園へナゲて引致來たとの言
葉有り
書院と云ふ日本人料理の室内で日本語を話して居た所をアラジン
が宣の前で直行を引致來たとの事
カツエーを詔へてアラジンされたりの為和水す
御市中を駆歩、一二方を引致されたりとの多數有り
尤もアラジンはアラジン宣の實質は政府本工社之等同胞の華式を
本丸とて近侍隊の人々三千余人集り在るが全部引致されたり
其の他幕式に參り引致されたものあり
何等理所に外ならず平素アラジン御身御釋放未だよりナハサレ

REEL No. A-1195

卷之三

アジア歴史資料センター

IWAO NAKANO
KAIGAI KOGYO KAISHA
CAIXA POSTAL, 3015
S. PAULO - BRASIL

昭和年月日
中野

英語あらうと皆ね藍未だ。其の内には学生服の寫真を持つてゐた。收監されたる青年も、高軍人と一绪に寄つた寫真を持つてゐて收監されたる。囚室には軍籍はあるが明かでない。大刀收監され、耳二箇所に日本毛筆で印して立判。他の佐藤君の如くたゞ空大刀片と柄は小刀と高樹中(アシキ)の如きが作中着用のまゝ收監未だ。囚室はサバハラ市つ葉半分ないばかりの放送部にて收監未だとの事。

刀劍その他を押ね未だ收監されたるが何處一メルから四五年自行衛不明として似形子の行為かとて疑はれ。其の家族は教示なしものと思ひあり。而して故意に毒蛇を放つて置いたと解す。今蛇が見出されず。高樹君車さうへる。

收監未だものには何の理由か收監未だかを知りか一回の

IWAO NAKANO
KAIGAI KOGYO KAISHA
CAIXA POSTAL, 3015
S. PAULO - BRASIL

昭和年月日
中野

を運搬する際は常に乱暴にしてううに投げ込める数台にて運搬。一括りに東洋書房の荷物たゞ多く書籍代々目次六枚コトは運す。冒頭は日本人の本店にて手書き部へ支拂に行きましたセツハヌのカタチ代は日本刀六本を押収され、内三本は名刀にて一本元々お位の他事と。

其の他34才、宮良君、等を押収されたら多い事没有り。家宅捜索の方は玄に佛事まで極めて数は一枚く振て貰、版のオーバーは勿論、寝具の上下、床巻等を悉くかき、壁は叩いて廻り、天井上は登り又細を振り落し見たら處を手

(1) 收監

勿論に国内マースを34才を競取して收監未だるものあり。

電気治療器を所持し考へ34才榮信機と見做され收監未だとの事。

牛角毛子がうるさくつけうとうといふりと手を拂ひのけたるにその剣即剣子に川走へられ收監されたるものあり。

軍人の宮良君と付けておるが、先見未だものは主な詫水の宮

IWAO NAKANO
KAIGAI KOGYO KAISHA
CAIXA POSTAL, 3015
S. PAULO - BRASIL

轄店金会
最^レ峰店舗の峰店舗は自己所有の家屋に店舗一戸
へ他一軒店舗金会更^レ隣^リ退役^{アラヒ}将校の住居
ある為出立^スシコンテ街附近^リ公憲兵隊に近^シの理由

IWAO NAKANO
KAIGAI KOGYO KAISHA
CAIXA POSTAL, 3015
S. PAULO - BRASIL

(一) 政行致死。
1. ロエスチ銀、リスの園の警察官、實は政行され、死亡せり。二名
心エキア銀、同上と一名、其の他の改行され、負傷せらる
多數有、單に改行され傷を受けて倒れ水下
強行。

(二) 喫聞
サントラ市ノ行は幕平丸が三十時向余喫聞室に入れ小人
事不省セ而之權ガ立未有
ナエテ移住地主は六日登殿位の室に男女混交三千人ヲ二日向
詔込廿二日二夜横に立ニシテ土手不立通セあり」と云ふ。而
之嘗葉但会・理事の改選に署名せしめりと

(三) 政行致死。

REEL No. A-1195

8545

アジア歴史資料センター

IWAO NAKANO
KAIGAI KOGYO KAISHA
CAIXA POSTAL, 3015
S. PAULO - BRASIL

IWAO NAKANO
KAIGAI KOGYO KAISHA
CAIXA POSTAL, 3015
S. PAULO - BRASIL

中野　年　月　日

(3) 旅行禁止上、通信禁止上、電話切斷

日本人の生活に大打撃を受けてゐる。三日後より毎日下旬に至る約二ヶ月間の旅行禁止令。(海に日本人に限らず陸上でも)日本人の旅費はサンパウロの半額である。日本人が旅費等は皆失業(失業者数は金額より、郊外との交通が禁じられた)たゞ急ぎ営業の困難正反対である。向て多く之水は解除せり。

日本又は依て通信禁止令にて日本人間の連絡を断つて、不況然に陥りし上精神の大打撃を受けて、

電話と印刷新聞店の宿店止を止めに至りましたので、

一日日本人發信の電信を更付せず(年々多額の費用)、

ナフ緑八十、黄色は八十、緑色は百二十、大打撃を受けた

又郊外の黒板看板等の看板は全部方針をくずれ

赤大打撃、害を蒙る

(4) 三千才種、販賣上、回収率は三千才は金額没收され、国内放送と英語種販賣せらる都合で販賣家宅搜査を受けた

中野　年　月　日

(2) 行動監視

主として日本人には刑事事件を附しての行動を監視する。

(4) 集会の禁止、日本語の禁書上

事務所内及び三人以上集まつて詫三十分以上未下、密接に接觸せしり會議等を許さず、

事務所内及び日本語を使用する監督に注意を怠らぬ。

日本語を電話すら一切断れず

日本人向の連絡金も絶えサンパウロ市内居住の日本人に何多加記したがを知る能はざる思若一き状態に置かれ

た

IWAO NAKANO
KAIGAI KOGYO KAISHA
CAIXA POSTAL, 3015
S. PAULO - BRASIL

西和 年 月 日

三、国民生活状態

諸口一帯陸運車輿業者に全般失職

中野

財産差押等の陸運業者至他口手人正極甚に壓迫せらるめ
ヒカツリノ不足は依る全般陸運業者に及ぶ事アリテ
生産高の大半部分を占メ口手人農業者に大暴横經營
の不正と威い向水も自家勞力を限及ヒテ生産に從事
し自給自足の當全然立場に立籠ミシテ水道工事の全
壇は非常而リ減少正手手口カソリツ不足は依る運輸業
種は生産地に於ケ生産物の過渡・生産費を割リテ微薄セ
リテ拘ム不都合の金利甚アヒ他に農業者に非常手口高便
人正當常不正と手金を手口引キタリテ土庫古商人荷商
牙商人等の地主等ヒテ手口本業本極支に農業者を接取
才子に通水32444666都會ヒテの農業物過渡の差正大半
クレム在31の第國々云ふヘ

IWAO NAKANO
KAIGAI KOGYO KAISHA
CAIXA POSTAL, 3015
S. PAULO - BRASIL

西和 年 月 日

中野

(カ) 財産差押・処分禁止
諸口一帯全才四十六八年)に依リ蒙ル了損害大半
レモノ以外押收を免カル
(カ) 財産差押・処分禁止
諸口一帯全才四十六八年)に依リ蒙ル了損害大半
(3) 商社・团体管理
印人商社の個人商社の会員・產業組合等皆拂ひん人の支配人
主設置を警察命令を限制され(命令に反する者は取扱す
ミツ局内ガニ)若文度に近づジル人丈取人正置くこと、而ハリ
之水加カル印人商社の自由ふる活動は全く不能となりのナ
アラ下・づラジル人文取人の会員の消費・横領等を防ざ得
マニニセ・アリ
(2) 商社の監督
各商社産業但会等はナフジル人文取人の外監督有
資金の移動現金の枚文正漏盡に監督し居リ又官工
商會は不純の状態へ不
(イ) 口手人農業の種子止
從系都會は大部分の農業正傳給ヒテ手口日本人農業

IWAO NAKANO
KAIGAI KOGYO KAISHA
CAIXA POSTAL, 3015
S. PAULO - BRASIL

IWAO NAKANO
KAIGAI KOGYO KAISHA
CAIXA POSTAL, 3015
S. PAULO - BRASIL

和 年 月 日 ● ● ●
中 野

一、家の政治経済は個人が復興の力が日本人に及ばず人間は本多多きとされまく被り外人に云ふを得ず、今國の外交断絶は依り氣が立て明確となり、日本人を欺かし子の如く愛する
二、日本人は隨處に在らず、子孫争ひ同士争ひ別人の如く手口日本血を栓殺すと見受け
三、被擄國家は被りの上下に相違の度を生じて云々某にて
四、著名ある紳の外人は方佛者の生活困難たり生る宣旨の地兎巣ある行為を極非常、忍耐し云々

五、著名ある紳の外人被り外人として想ひ得下而いはれり
六、今次戰争に付する國民の忠義、國民の間に於ける改教の聲望。

日本が北支に対し開拓布宣を攻撃すと云はれりは被り
一般國民の少すゝ六割は起軸國側に好意を抱き居
つたが一度布宣と東珠溝の攻撃の結果表さるや強ひ國
軍の九割九分以上は日本の行為を厭惡し其志に同情を寄
せりは至つた、更に起軸國側に對し外交斷絶を云々は
二、被りには完全に國權を統一せし者を支持する云々

和 年 月 日 ● ● ●
中 野

一、起軸國人の資金準備の結果都々自國人で甚しきに比
ヒ市都會の商人方佛者は勿論國會の方佛者も云々して被
帝ふる所聲を更に生じ法國種に附りての多數ヨリソレ入東
は被り被り三千余人隊を組んで初人農家を掠奪權行
したる年と右諸原因に依り日本人が事業縮少せし法國産
人乎し自己の生活困難をあせりに因
生産縮少と運輸不振に依り空薬類の欠乏正あり甚ひ他以
の異常脇セキ貧弱に就き従来傳統の大部力を占めたる
日本人の農業葉止不石ヨク内山供給不足は源シ被り農
場に御令生産者を差しりつて、今後田舎都市共生活
困難のを、查ニ加スル
田舎は底住す即人は方佛者の生活困難たり生る宣旨
の地兎巣ある行為を極非常、忍耐し云々

二、著名ある紳の外人被り外人として想ひ得下而いはれり
三、著名ある紳の外人被り外人として想ひ得下而いはれり
四、著名ある紳の外人被り外人として想ひ得下而いはれり
五、著名ある紳の外人被り外人として想ひ得下而いはれり
六、著名ある紳の外人被り外人として想ひ得下而いはれり

IWAO NAKANO
KAIGAI KOGYO KAISHA
CAIXA POSTAL, 3015
S. PAULO - BRASIL

昭和 年 月 日
四月二十三日
日本人は大抵日傍上ヒストヘビ叶持フ店ヲカ
今國の教育開拓者ハ一切及松下の事で田舎の無教育ア
ブドウ人ハ日本人の家には已口教育の無ニシテ教會有ス
降室屋敷子供ハ皆ニヒ起フニシテ社學無制ア
じ一人は此の間日本人をつづりテ田舎ハヒリヒト信ト
ル。地2潜水艦かフジヒの船を載めテ降リオの地2
高社祭の正金銀アサガ尼原アシタヒ教會事立更ナカ
里の町可3升3斗3升水度度國への祭靈T2四ヒ祀一
田舎の子弟人少々アタマ取エテアレのし無理のシテ
有ス。

而して國民一般は笑あふ勝利を得シヒ信レテ居3。外國
の子供は通じた智穎人アリ若年の勝利は其未はアリ
ニヒテ疑はフ。既日之経セト3一人も同な手手を指フ。
國民の國は於ケ3政府の聲望以降アヒモ無金良好と
は自己得ル。加宣傳局は聲望の後即ち相待フ國民
は異論ア新ナシ、言論は完全金口統制アル23。

IWAO NAKANO
KAIGAI KOGYO KAISHA
CAIXA POSTAL, 3015
S. PAULO - BRASIL

昭和 年 月 日
北103千錠通到手ナミ支那每年然の石津也が天下の早人ヒ
教し序行後中漢語の一文字王此件に考ツて相手の日本
人12運明ナ一處、降席のゴミハ人ひえヌヒ次ノ歎12
列車及停車するや東京部隊之ノ刑12富翁セリ刑
ヨリ刑車の乗車之セミ西國ノアガハ内苦多部隊の懲
擬は無かつたので至ツ徳許不左、紫牛は其の聲名者ハ石
津也「自命ハ國民アノの義務を果すただナシだから更1
からず思ツキル」と之花が國民一般の辛ヘ方12

中野

中野

IWAO NAKANO
KAIGAI KOGYO KAISHA
CAIXA POSTAL, 3015
S. PAULO - BRASIL

昭和年

年

日

中野

年生稻
丁未正月
全加給一束大率此年
無事無事
年生稻
丁未正月
全加給一束大率此年
無事無事

大英十一年八月廿二日
海內樂章并序記

中華書局影印

REEL No. A-1195

0 5 5 :

アジア歴史資料センター

のと同様何れかが、5. 部人の壁田を
ハセガワ、は相次ぎ、数々の荷駆車を
取扱ふの事に端傭上に於ては多く
の小屋に置き除し下に於ては多く
の場所で、終夜居候中に停立を
金儀下人等に対する通商の事由に
藉ては別に報告して通じてある。
個人間社に対する通商的空油(12)前
ては既に報表左端は水木萬喜に付る
ハルガス大統領の御裁下にあつて
國の新政狀、態に就ては御悉しへ
か。その経済状況より察して想
政治迫害せよとの如也。但し最近は
政策(行)ふ本國資金の流入著る
上思ひの通り、アマゾン河ニム
支那金三千元用、一般産業年改後

(一) 在留邦人，取扱振り。一月前
答申書
中川總太郎
待遇振り。
前のアーティジルは親日派保守江
して、文化振興も結ぶ。経済
節を交換する等日伯親善に努力
した。特に平生勲伯経済使節の推
進による波達しに棉花栽培は今各
國度要農度者と併存した。又ノリ
洲カナル。又市の後圃ニ場也力ナ
アリス。アラモニモ植札しに之如キモ。米
農本の生産ニ掛く伯國が。漸生
面を耕めんとす。豈止今人云居
3. 之は推進ニ難く有い。

の風少世人一旦の技術は長也人主
治、年々穀苗の支那事務は主
に一ノ米英系遂布下にあります。
（三）國民生活狀況
白人之黑人之黃色人種と相隣して
住す。其間は人種的偏見や相克が
無く、莘は、モルガニーや平等を
高唱す了英米風度も出來ぬ程度で
取る。生活程度は都會と田舎とで
大差がある。都會生活有は藝術の
最も多く、主なる企業体外國人
が多き。即ち少い。其日著し
る鄉土多々今に受け出でて教會等
が多き。其間から少い。其日著し
るの多く十人の富貴家の支配下にあ
る最も富貴なるのが皆大どもつて、多
く在職中に勤務を務めるのは封夷時
代の川添ヒ似てゐる。田舎の住民
は立って農業勞働者であつて、

外人	日耕	此處	人外日耕
佐川	大口	川口	川口大口
佐川	大口	川口	川口大口
佐川	大口	川口	川口大口
佐川	大口	川口	川口大口

REEL No. A-1195

卷之三

アジア歴史資料センター

戰勝者是主人，又以下三種方法
一、打敗了敵人，從而獲得勝利。
二、自己在戰鬥中受傷，但敵人也受到更重的傷害，所以說自己獲勝。
三、敵人被擊敗，但自己沒有受到傷害，所以說自己獲勝。

REEL No. A-1195

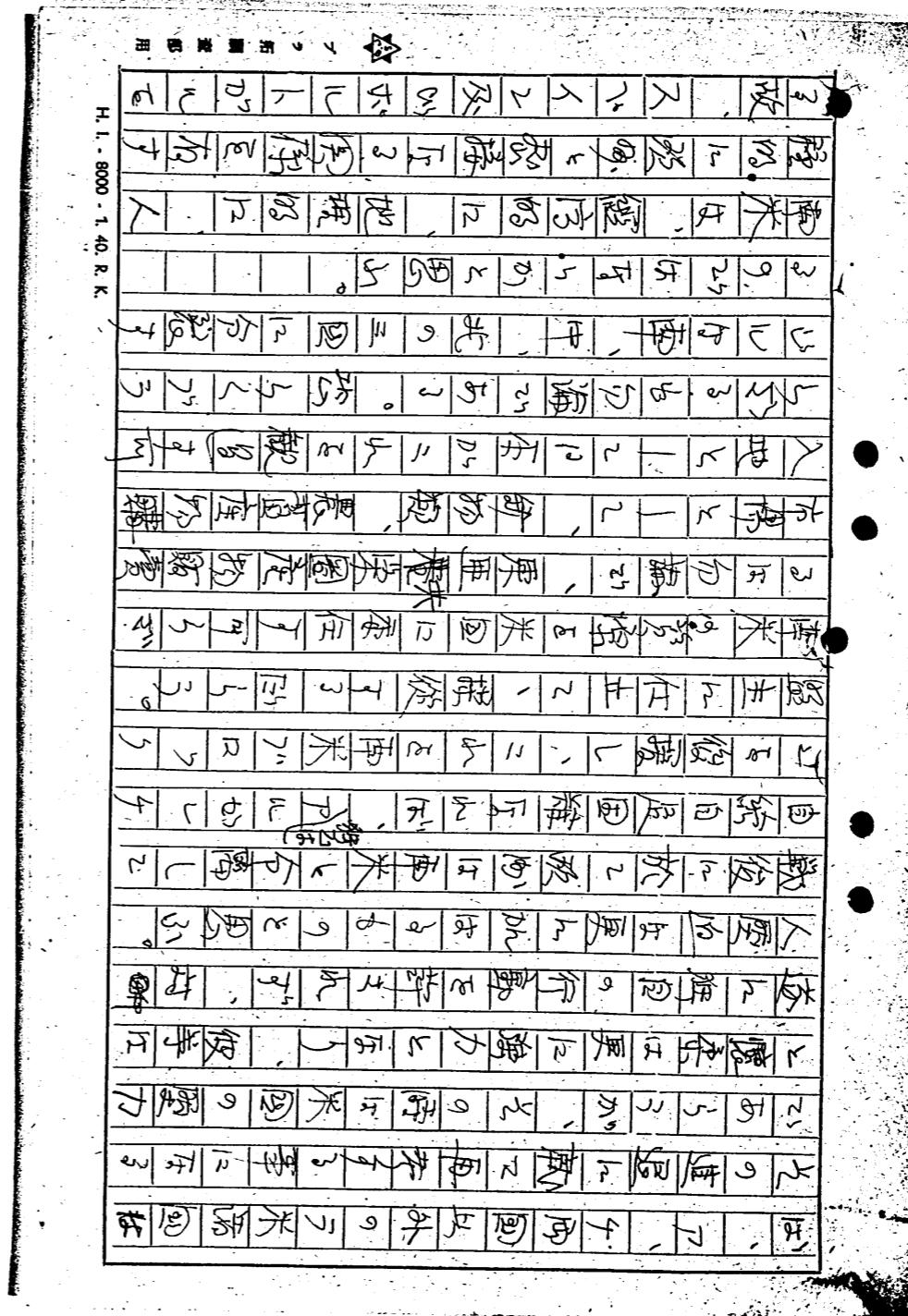
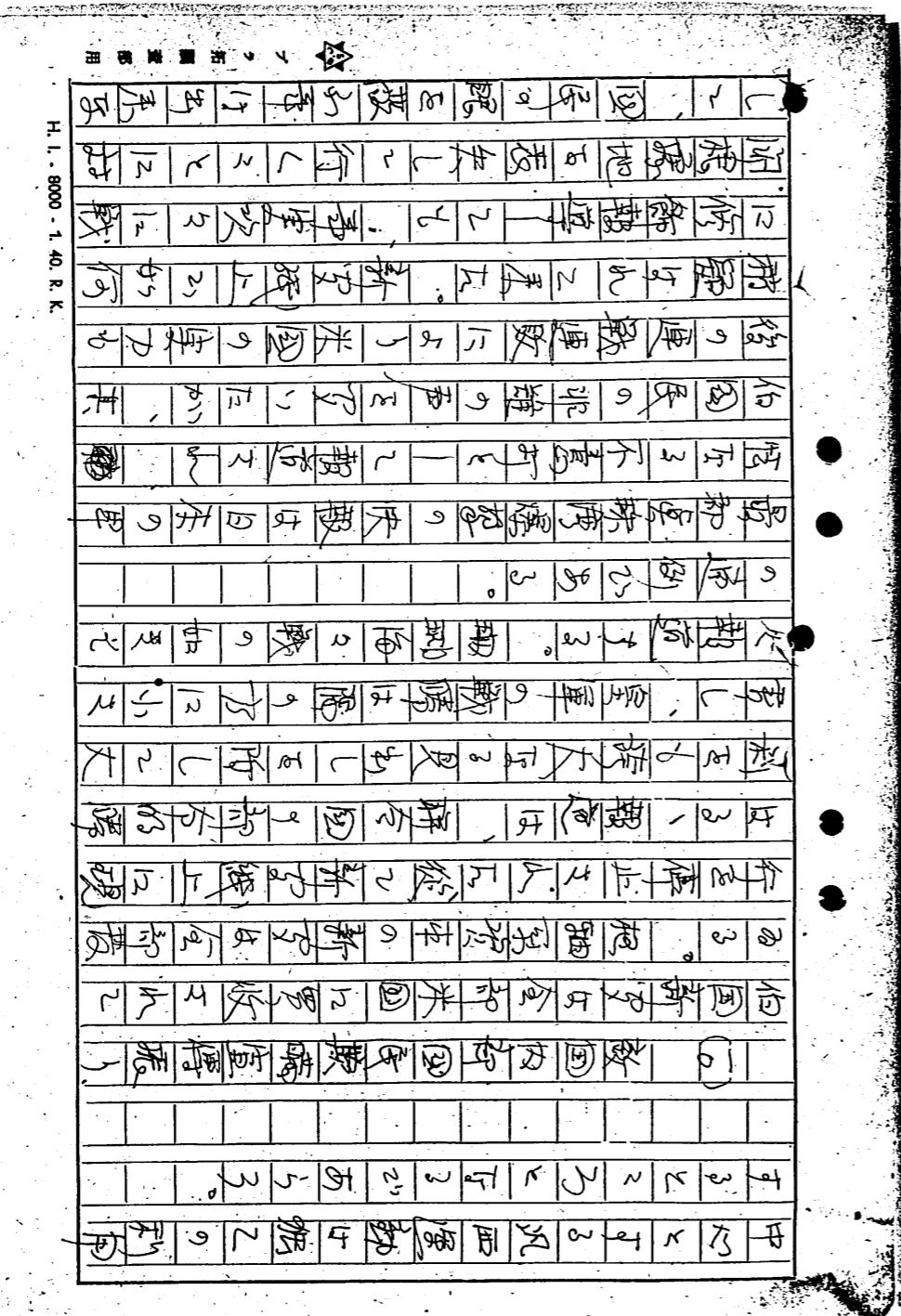
0 5 5 5

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1195

0526

アジア歴史資料センター



REEL No. A-1195

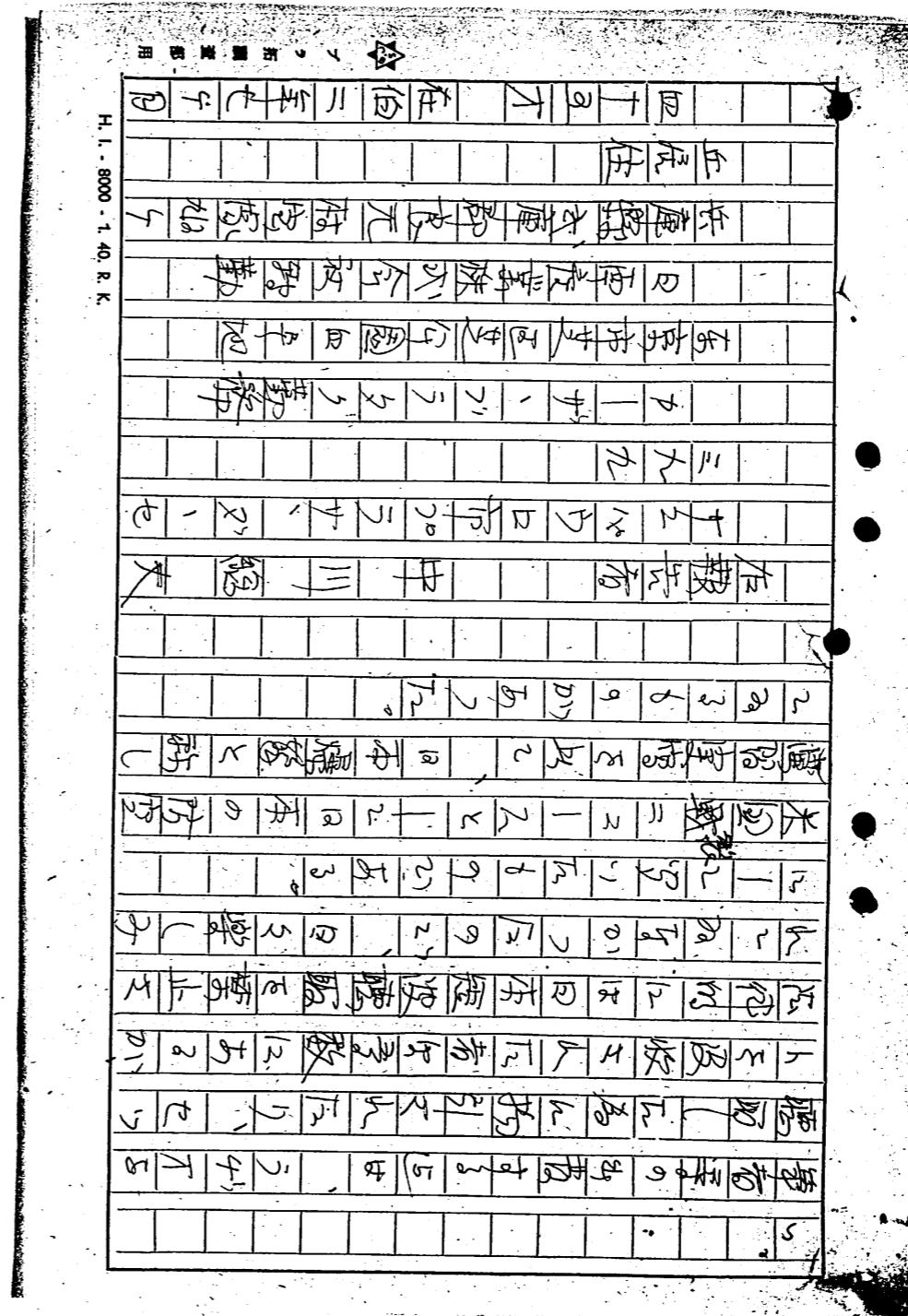
0559

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1195

0558

アジア歴史資料センター



H. I. - 8000 - 1. 40. R. K.

ANDO & CIA. LTDA.
REPRESENTAÇÃO EXCLUSIVA DE

REPRESENTAÇÃO EXCLUSIVA

THE NIPPON KEORI KAISHA, LTD
NITIHAKU TAKUSHOKU KAISHA

RUA BOA VISTA, 15 4.^o
CAIXA POSTAL, 2880

No. 2 São Paulo, Brasil

END. TELE. "ANDC
TELEPHONE: 2-731

ANDO & CIA. LTDA.

REPRESENTAÇÃO EXCLUSIVA DE

THE NIPPON KEORI KAISHA, LTD.
NITIHAKU TAKUSHOKU KAISHA

END. TELEG. "ANDO"
TELEPHONE: 2-7388

仲園駿在貢
元五郎
三十七才

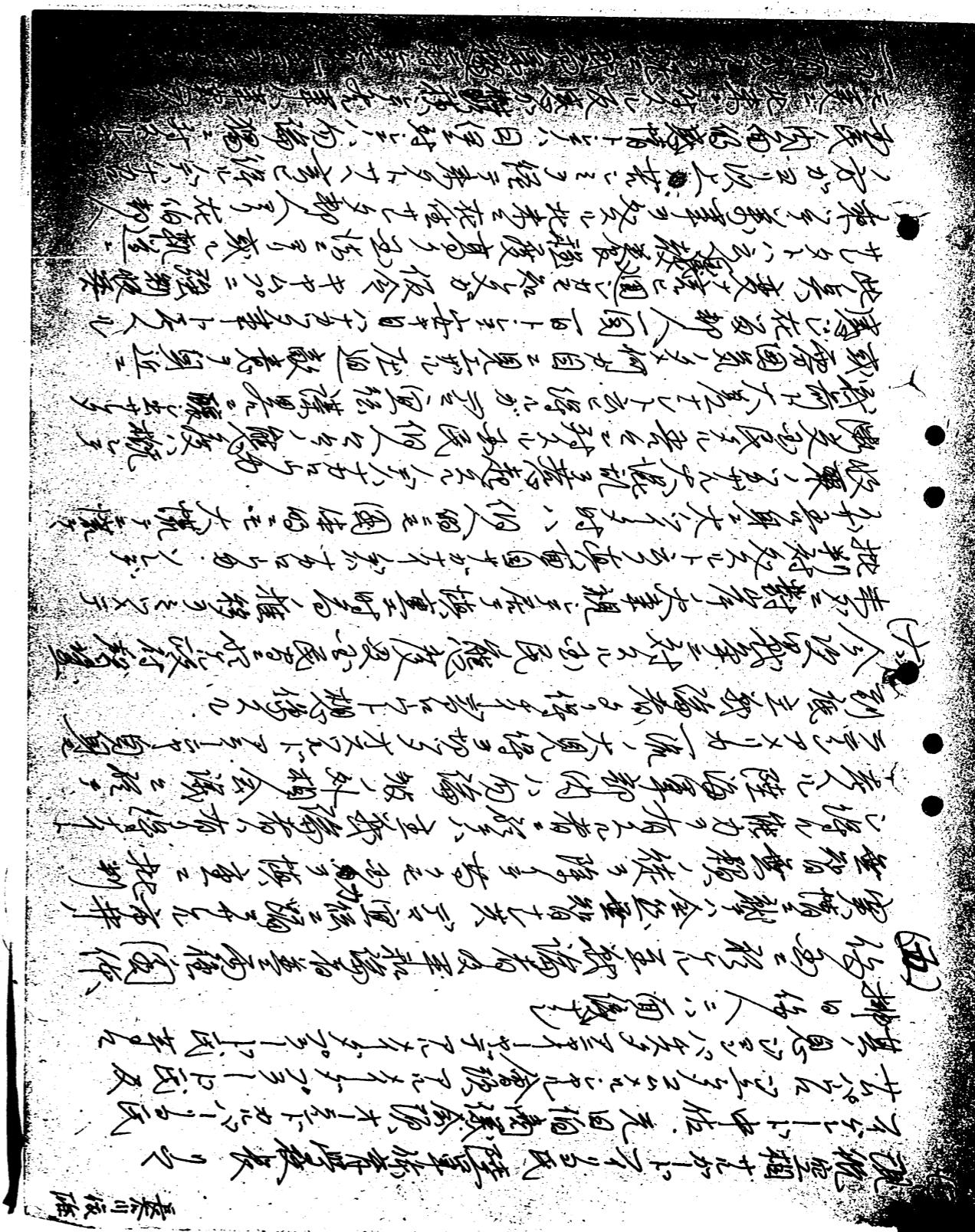
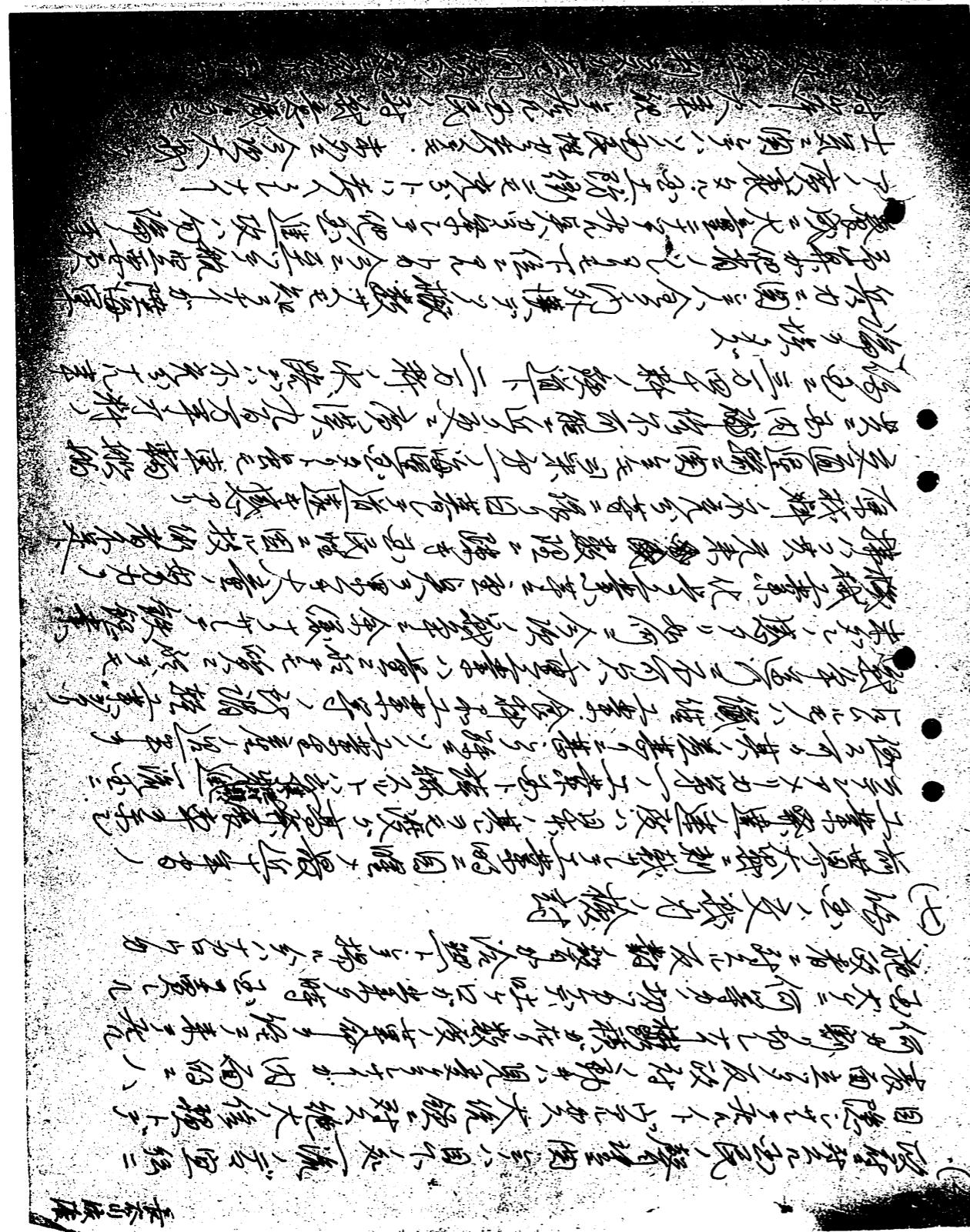
に對する反洋の力となり観日本以外何物よりも多くあるつゝに此等
移民の反対は道に惱の難を多くもつた。
吾國の武力の及田島の地への移民は移民に非難して豪民なり。
銀山自即日角地曰キモツの故から「日本」の敵國であるアラテンの名
音を以て綿を作り野菜を作ったる馬鹿力云々が多矣、而し作らねば食
べぬ。豪民は何事か良いか」と云ふとアリと云ひた。
アラテンは木多モ地惨ひテ、何人ともれば彼等はあらゆる治害
に云ひ乍ら何人とが自らの体格をこしりてハシナクめ・食へ有く
多うたら何うするか? もしろコシセントレーシャンへは了方かアリテジ。
故吾加田伯格極命社の吾國に日本系移民は使用して居世人が役
賄を了土地及び幹部の日本社員及其次の家族は御一ノ口の右述の
とが考へ口うる如く。
次に直高園傳どう見れば君が日本毛織の毛糸に因して日本有利
日本瀬洲の君の勢力下にアリ原先が済陽に入手し得た
内情外乎の非常の有様を了市場と思ひます。

REEL No. A-1195

0 5 5 8

アジア歴史資料センター

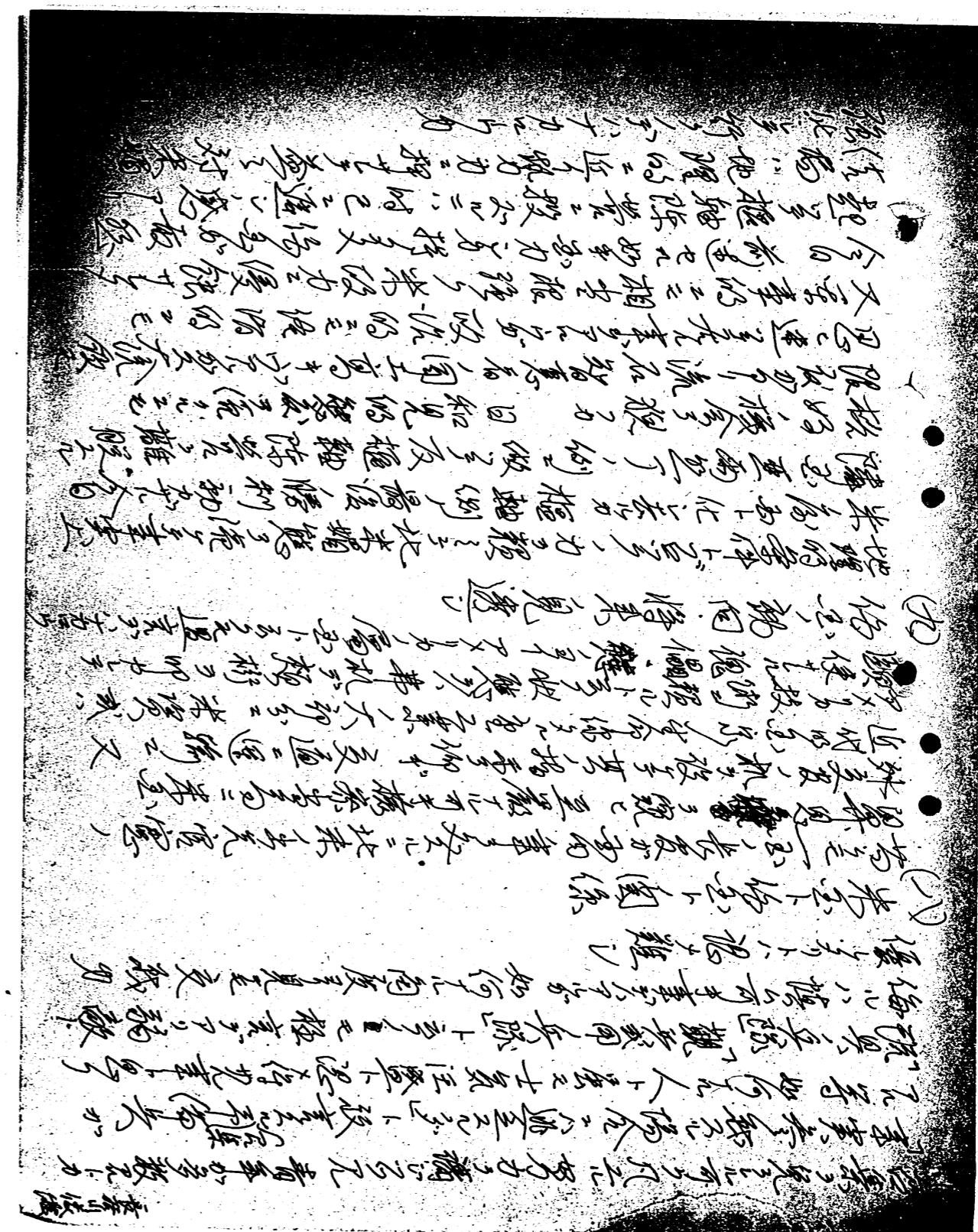
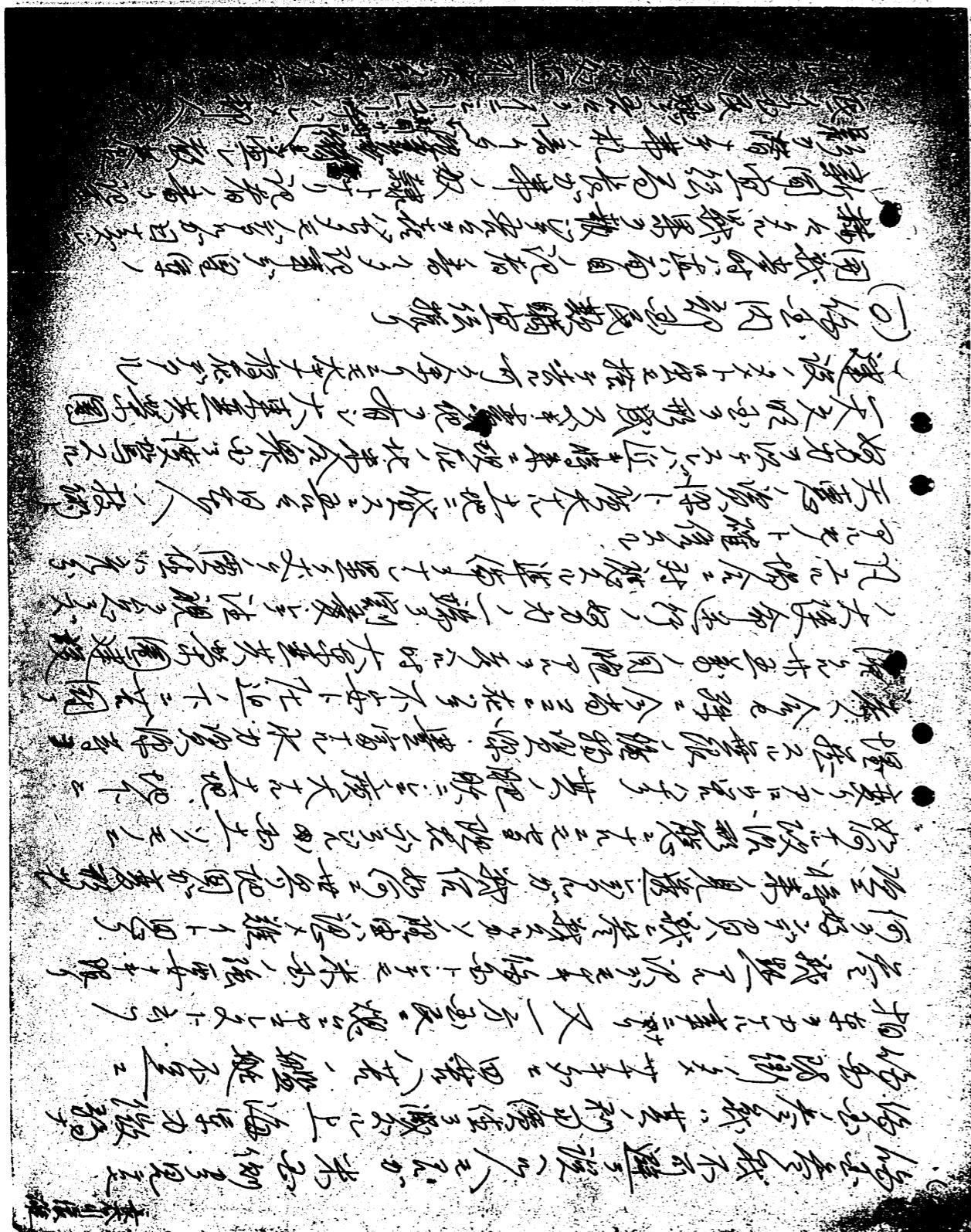
（大革命）在當時都沒有被吸收，而只有知識分子及一些舊官員和軍人，才會有機會接觸到。這就是當時中國化大會的由來。大革命後，中國化大會就開始了，而且一直持續到現在。



REEL No. A-1195

0363

アジア歴史資料センター



REEL No. A-1195

0563

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1195

0564

アジア歴史資料センター

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO JAPÃO
サンパウロ貿易幹旋所
Caixa Postal, 4058, São Paulo, Brasil

と爲し、福田と夫に松岡氏を收監するに至り、前者は元後釋放されたが、後者は今尚拘置の儘となり居る。

二、在留せる國々財政経済状態

第二次世界大戦の影響を受け、ヨーロッパ・ジル経済は悪化傾向を示す。一九四一年の貿易尾約一千億コントス(三億四千五百万)と受取勘定額一千億コントス(一九四一年)、入超四千五百億コントス(一九四一年)、格段の進境を見せ、所謂戰争景氣來を想はぬれども、北米の後援に負ひたる政策、ついでヨーロッパ・ジルを駆つて對抗軸諸國、外交断絶の宣言となるに及ぶ。茲にそゝ國々経済的轉落を約束するに至るに断ずるを得べし。

十一月八日の日英米宣戰次いでヨーロッパ・ジル対艦外交断絶(明治正月十六日)に行はれ、二月に入り伊太利の伯國商船擊沈となるや經濟的影響は外國貿易上於ては、三月より明白となり昨年より感ひ致

量の上に表はれることは免れざる所なり。

之如く以上二ヶ月の差一五四、六七七トンとなり、商船舶破壊行為の継続を想はれる時、經濟界の悪化

三月 一九四一年
二十九、三〇四九トン
二一二、七五一トン
四月 三〇四、三七三トン
二三六、八九四トン

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO JAPÃO
サンパウロ貿易幹旋所
Caixa Postal, 4058, São Paulo, Brasil

(調査資料としての御諮詢に對し、大まか乍ら左に御返答申述べた。統計材料は記憶がつかぬが、それを

す而リにて置く)

車両や大森林上池上川(ハラカニ川)
同本社の新会員(新サハラ支會幹事長)
平十青(ヒサキ)

在伯三年半 五十九才

一、在留邦人の取扱振り
私に聞かる限り在留地とは「ブジル」にて、たゞ地の對日本人待遇振り、法規背離の道を無視せる行爲
甚(ひ)がさずとは言ふもの。えき日本会衆團その他太平洋岸、國々執りくる無軌道行爲と比較しては、
稍輕つきを想はざる。

サンパウロ貿易幹旋所於ては事務所外ハ所屬日本機械展示館、特種整理、書類収容所、所長名前
負二名ハ對する數回の家宅搜索の他、所員福田定次十日亘り拘禁處へに附せられる有り。
其他談話に邦語無用の警告、訪問禁止、外出不自由等の制圧を受けるは一般住民とそ
れを同一にす。

所員福田定次拘禁は被中の訪問者がたまたま在聖市帝國總領事館にて松岡指揮官に付し
て、サンパウロ特高警察は松岡上野手、松岡前外相、甥などとの独善推定の下に訪問を第五列活動の為

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO JAPÃO
サンパウロ貿易斡旋所
Caixa Postal, 4058, São Paulo, Brasil

を得ざる結果たり可一
政府、財政机关計數の上に未だ悪化の事變なしと云小し、国内経済界の財政に反映せざる理由なく
「文四」年、赤字約四〇・一億コントスが本年々度未如何なる逆数字となる可也、苟く然る問題として
注視に値す。

財政は比較的健全なる基礎にあるを以て、全国廿二州、聯邦府の中央的二ヶ所の歳出入と
表示し見る
歳 入
サンパウロ州 一、一六五、三九九コントス
リオ聯邦府 五四七、六一〇コントス
五四七、五〇五コントス

以上は聖州、聯邦府一九四二年度の予算にして歳入出の約均衡せるは、アラジル地方財政の上に喜ぶ
可き現象なりとす。

経済界悲惨事件の累積に拘らず、ひとり伯國對米貿易のみ尚進展の一途を辿り、一九四一年の製
造品輸出全額の八%を占める金額四〇万コントス(八千萬円)に上りたるが、本年上四ヶ月の統計は一〇%
と昂上し、而よむて、内容も前年大半於て、アラジル工業界は万大り氣を吐く機あり。
要するに、伯國經濟界は戰争の進展につれて悪化するのみと云ふを得可く、珈琲、棉花、輪船等は運輸不
能に陥りて、而かも北米としては伯國民情の發達を怕れて約束のく資金を耕作者に與へ對政府貸付を行ひが故にインフレはえを防止するに由る可く、物資並々多くして民の苦み愈々深厚なるは必然と言ふを得べ一

三、國民生活狀態
アラジルは未だ資本主義初期の状態にあり、國民の自発幼稚なるに乘じ、數企業家資本家、國

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO JAPÃO
サンパウロ貿易斡旋所
Caixa Postal, 4058, São Paulo, Brasil

石油のアラジル向輸送を開拓する事とせると其便航には底小型タンク船を北米より持來たると
言ふ前提とソシテイ数月の結果と見ると當れりと可一。
南米諸國の景気が輸入貿易に依存する處太まは周知の事梗、今るが、就て半製品料子なる鉄
化學半製品、機械、板瓦等ある意味に於てアラジルの工業一大病弱と與ふる所
有るは明からり。而て工業材料の輸入は戰前於ては歐洲諸國及米國、戰後は米國主としての
被給をなし來りたるに随遠の通商破壊戦激甚となり、本年上四ヶ月の數字は對北米輸入貿易
に於て約三%の減少を示す尚そ、比率は急速に低下しつゝあり、從てアラジルの機械、被給、窮屈し
又は工業原料を得ら能はざる破局は陥るモノの頻發を見るは當然なり。
一方国内商業も一九四一年六百萬コントス(約百二十億円)の取引高を示したるを此と一木年に以て既に
下り坂であるもののあく、加ふるにインフレ氣味の物価騰勢を以て、經濟界の昨今、暗中
模索の感念を能はず。

アラジルにインフレの起る所以は、北米より得たる借款に基因すると考ふるを得、立ち南隣にセントラ
有利と足立を極め、南米ABCの半ば同の獨り北米の尻馬に坐りたる直筆ではモジン開拓
のためにする三千萬ドル、幣制整理の一億ドル、合計二億三千萬ドルを渡りに存し、而モ現在物を得
能はすして通貨の増加を見る結果となり、かくて北米旅人、軍人、携來る物に觸らせられ
て遂にインフレ現象を呈するに至る(モジン)。
こう裏現象尚停止するをなからと若くされるは、伯國農產物の大眾珈琲及ん棉化に對し伯銀の
買上げ及ん輸付、行はれるあり、又は農業政策と社會不安を緩和する上に必要止むもえぐ
るきくなるも、同時に物を多く社会に通貨のみ増加する傾向を助長し、而に拍車加はるは止む

るのもあり、必ずしも親米反日と断言するに當らず。加えて大衆の心裡には常に米を喜ばざる傾向、ラテンアメリカの傳統として潜在するを忘る可らずと信す。

開戦數ヶ月後、本年五月、六月に入りて國民の間外相アーノルト氏が北米の寧々に至りたるを想ふ者多きを數える。而して誰かとなく近き将来一大政變の兆ありとするあり革者もこれを信ずるものなるか。この政變たるや、軍部クルターとして表はれ来るを想ふ。併し現大統領バルガス氏、吉野未だ地を徘徊する非ずも或は彼と軍部との合作に依る政策新轉換となるや知れず。

七、交戦力の検討

アーノルト陸軍勢力は現役半備合せ、戰前ノハと往せられた海軍は巡洋艦、駆逐艦、潜水艦合計十數隻を有し、飛行機百(?)機へたりしが、其後米國との合作に依り飛行機二倍、三倍せるを得ず。

以上之勢力を以てて伯固が戰争に入るは勿論不可能と言ふ可く、ハリ北米の協力に大いに外交斷絶よりする危機(?)迫面せらるゝなるが、独逸の潜水艦カリブ海を惹く、ナタール方面に迫るに當り北米の合作不備す、理由アーノルトとは為すあるを知るの態ありと見ふを得ず。

坊間説を爲すものあり、枢軸の作戦進展にて方々カルバニ准將する所となり、他方日本は深州作戦進捗するあらが、アーノルト軍部は北米との協力を断念し、銃を轉じて百八十度の旋回を爲すやも知れず。

アーノルト生産、農工、和約三十カット(六十億円)その工業生産一千五カントンとは昨年度の發表に属す。

民大衆を擇取て余す外ならぬ。所謂奥地に於ける農民、生活の向くなれば市の方の労働者は最も後銀一ヶ月二百四十ヨル(五十円程度)に甘んじ而がて世界最東端水准に在るが故に物価の下に生計を営まへり、衣類一枚、靴一足と虽も彼等の需要圏内(?)のようでは素朴なりと謂ふ可し。

又に反し高級官吏は收入多く所謂役得もあるらしくそつて居、その自転車、その衣服共に豪華で極く、経済人は營業制度、中間人を利用す者多き仕組みとなり、卸商は二〇%乃至四〇%の利を商の上に加へ、小賣商店を丸に四〇%乃至一〇〇%の利益を口にする等平常時、りなりどす。かくて商人階級亦その生活極めて豊かにして茲に經濟界の不安、当然醸成される可いと相ばはしめる事。アーノルトの民情平穡を好んで苟あさうとする。未だ社會問題、勞働問題の起るやうな事、吾莫ニ之を驚異となす。

四、著名なる親日外人、排日外人

親日外人と銘打たる可い人、吾等間に之を知らず、排日外人は現在反枢軸政策の主唱者達の大多數と言ふを過ぎたりとせずと信す。

五、著名なる主戦論者、平和主義者、團体等

お咎め得ず

六、國民の態度、國民の間於ける政府の声望

親日外人と銘打たる可い人、吾等間に之を知らず、排日外人は現在反枢軸政策の主唱者達の大多數と言ふを過ぎたりとせずと信す。

ケーブル一般人の對日態度は不離不即と考へうる。北米よりの懲誥と西收に依る新聞の數及地方の警察、俗吏等の對枢軸圧迫態度に即ちれ民衆の内、反日気分を有する者甚しこそぞあるも、尚一部には無闇への多數も存在し、一部には宣傳過多となる一方的偏倚に惑惑き有ります。

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO JAPÃO
サンパウロ貿易斡旋所
Caixa Postal, 4058, São Paulo, Brasil

ハル協議に於て常に相對立の姿勢を執る。此自然的勢力對一北米の爲的克服工作は如何なるもか、而してそれが成功を約束されて居る。吾等暫く茲に研究を進めよ。)

第一は米同の善隣政策である。ルーズベルトとサニ・ウェルスの合作者による此政策は今廻成功する。テルソン大統領の不承認政策や、モードルズベリの大棒時代感謝される。おそれからモンロー主義時代と打て支た善隣政策、初めの程は中南米諸國は多く之に信を置かなかつたが、二年後大統領自らモーティオル米會議に出席、北米側外交何等野望を藏せず、熱心に説く處あり。その後事實上此態度を裏書きする事象發生數度、終に南北米意疏遠の業就たる觀あるに至つた。

善隣政策はそれででは如上の效果達成不能であつたが、更にそこには進行する一あり。不自然乍らも政策的物資交換のあり、大きな宣傳的騒動を交た「ミスティヤ、ソーランティ」なる美し、名詞及「ミスティヤ、ソーランティ」など呼ぶ一聯、麗句あり。先づく、ルーズベルトの金玉政策ある程度前述の自然的故障を踏み被つたが見えてゐる。併し自然は勢力あり、其の阻止又は逆は例へ成功するとしても暫定的である。ゴジルに借景二傳三千子弟と與へ、亞然下に「億」十萬石を貸與し、福利。ヘルと相次じ共、行進はあつと、それがどうなす之等國民の心服と購入得たが、亞然下交福利は既に北米傘下のものなり。ゴジルも何時反旗を翻ふかも知れぬ、状勢に置かれて居るではなか。

ハルも何時反旗を翻ふかも知れぬ、状勢に置かれて居るではなか。ある惡條件に曝きられる北米の善隣政策は更に新ひたる、勢力に敗れたが、これに極軸の攻勢による南北米切斷の形勢である。

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO JAPÃO
サンパウロ貿易斡旋所
Caixa Postal, 4058, São Paulo, Brasil

運輸の爲めにする所有船ト、數約六十五万トン。船舶三百艘を數へる。うち中五十トン以上大洋航行可能の二十隻程度にて昨年冬以來數千隻の火災を蒙ったるもの、六月迄九隻より、國內内外に渡り海運に支障を生じたる事甚大なり。

國內鐵道三万四千キロにて八百五十万平方キロの大國としては、なんど言ふに足らず、かかる軌道三種に岐れ輸送上連絡を欠くもの多く、而も之等鐵路を走る國を横ざるのみにして、縱州際通商を営むに便せず甚だ心細き限と云ふ可。

国道は二十万キロ、河川舟楫に便するもの廿二万古と稱せられ、約三十万台のトラック陸路を右往左往しつ、稍鉄道の足らざるを補足する外より、尚国道は毎日三十キロの割合にて走行せり。

八、米同ヒラテン・アメリカ諸國との關係
九、ラテン・アメリカ諸國の動向と将来の見透
以上二つの課題は接觸錯交面甚だ多く、筆者等の見解に依り、之を一端取締りて談じてある。
中南米と北米合衆国との間原則的に相容れざる二つの注目すべき點がある。乃ち

一、歴史的に感情相許されること
二、產物相對立と經濟的に有無相通の關係である。

以上は説明の必要なき程、も明かに今事実實がである。昔のラメキシの民衆はグリゴリイ代名詞を北米人に加へて之を嫌忌し、ナリには、トマ・デ・ラトレーなる政界の遊星が北米撃滅する。而して國民は教へ、コロニゼは巴奈馬競争に恨みを持ち、常に不運運を迫る。政黨があり、南米の雄亞松丁は傳統的に北米合衆国と相容れず、リマ會議に於て、ハラマ會議に於て

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO JAPÃO
サンパウロ貿易幹旋所
Caixa Postal, 4058, São Paulo, Brasil

重要部分を埋める。
民衆の無知なるを以てニースを百パーセント受けて排極軸的考を持つ。反南米圏と
眞正主義の宗家と信じ、ル大統領と自由の神様、世界市民第一号と信仰する間もある。
在留日本間に一軍隊がに存在すと信じたり、秘密飛行場、秘密給油地、數万、銃砲
いづこか藏匿されたりと一部民衆に恐怖の念を抱かしめたり、印人等五列と外交官との連絡
ありとて印人相互の訪問を禁じて見たり、日本語の会話も軍探の網と考へたり。吾等想像し難
き事柄がつまづきと與示されると、之等は凡てその源を北米に發し、無事のアーバル市民會議
らんとするもので、其へ與考さ單に戦争の故として許す可とするものがある。最後に斯く附け加へたい。

南米十一國は北米冬季と離れて、共榮圏を創立する運命の下である。而してそれは歐州圏、
友圏であり、日本を盟主とする亞細亞大陸圏の友圏である。

五年等の對南米貿易は在米の純經濟的かつ新たに政治的となつて來た。獨てと共に南米と監
視する政策を執らねばならぬやうだ。

その貿易工作も算盤の上よりばかりでなく、政治的利害を考へねばならず。北米との戦後接近の
密なるを計る上から、機械、自動車、ゴム製品、化學薬品等の貿易をやる用意ある。

東洋圏物資不足などと云つて居られるが、その原因は、
換言せば、對南米貿易は増勢にあるべきだ。既則二億萬円内の貿易は五億円、七億円と上
げてゐる。交通も直航三十日となり、関税も相互主義協定に依り、清算主義共に組上に
上る可ぎる筈だ。

アーバルは今こそ貿易基石を打たが、それは利己的近視眼的政治家オバルド、アーヴィヤ外相に

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO JAPÃO
サンパウロ貿易幹旋所
Caixa Postal, 4058, São Paulo, Brasil

船輪業圏の勝利は必然的恒久的和平を自指して慕進を以てけるであらし。世界生活資源
の公平なる分布を忘れぬだらうと想はれるが、果して然ば政州圏はアーバル力を全一下に容れ
も尚缺くる處あり。自然南米を独立圏として樹立、さば不可分的友圏を發見するだらう事は
當然である。

北米合衆國とは加拿大と協力、メキシコと結び、中南米小國群を併合するにせば、何等足らず
を憂へずと言ふ可。此場合日本は本東亞は大亞細亞圏として其半、不ラシ、イクド及ぶ可
能は當然。斯くて南北米分立の態勢は内よりする自然の勢と外よりする強力的勢力との支
援の下着々生成發展を見つゝあるのである。

茲に私の方説いたまは「勢」であり、を之中の凡てに此「勢」に依り終ひに支属すると云ふ單純な真
理なりである。

日本は亞細亞圏の盟主として、南米圏はどうか、干係に立つか。日本は歐州圏が第一友圏であり、高
は第二友圏として満足す可と云ふが、さりとて政治的意味に於て、北米が南米の資源利用に
對一警戒と監視を怠ってはならぬ。英、歐州との共同友圏であらねばならぬと想ふのである。

一〇、敵國內部國民欺瞞振り

アーバルは對内宣傳は、其の宣傳局より發表、對新聞及び他の國家機關宣傳示に示す
如く、苟も外交斷絶圏に利益あり、協盟圏に不利なるがつき記事を掲載又は放送せざる事
と言ふべつかる。かくてその告諭執行者達は或はそれを正解し又はそれ便乗してあらる
派生的事件を醸成するのである。

之の新聞記事は日独伊系ニースを掲載せず、ハドニアンの大文字は虚偽捏造よ而成
る。北米又はロンドン電報を以て、枢軸側の殘り、不徳のある創作的記事を以て紙面の

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO JAPÃO

サンパウロ貿易斡旋所

Caixa Postal, 4058, São Paulo, Brasil

きづられたからである。
政局一轉新政府樹立となり或は枢軸側より力の打たれ事もなれば彼等は導き易く
御に易き国民である。或は南米圏の核ベラ圭ニシ易く遊し易ハ亞公一ノ其ノ却つし鉛重にて
正直なる「ゴジル」がそれではあるまいか。同時に此の國には資源の豊富なのが豊富だといふ事
もさへはならぬ。

課題外の問題だが、私に「移民引揚論」がある。交換船々中各方面の二方より、その反對論を
聽くが、まだ自説を立てるは有力だもつて知る。私は此下が盛り上る勢力を座視するに
忍べず同時にこれは國策的想いと考へるので別稿を書いて英國の反響を見やうと考へて居る。
とだけおで言つて置く

REEL No. A-1195

0576

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1195

057

アジア歴史資料センター

昭和十七年八月廿日、コニテベルデ号、船上にて
ブラジル國サンパウロ市
南木棉花公社（東洋棉花）
鳥 清二郎（四十五才）
原 總領事 厚文
第三回目 約二年常在
小生等在住セル伯國ニ闇レシ質向一條項左記ノ通り
簡潔ニシテ報告申上ス矣
一、在留邦人ノ取扱ヒ振り
官廳ニ於テモ民間ニ於テモ 日米開戦迄、冷遇サレタル
コトナキモ外交斷絶後ハ、サンパウロ出發直前特高課
密偵來社一應取調べヘリ要ケ、小生出發後小生宅ヘ三
回刑事ノ家宅捜索ラニ及ケラシ才等ヲ押收シ行キタリ。
二、伯國ノ財政經濟状態
詳細ニキテハ今手許ニ参考書類ナキラムテ他日ニ報ル

報告書

ト云テ、大株、歲入、小輸、開港、小賣、貿易税、過半ヲ負フス、
故貿易ノ不振、直接、關稅、通商、總務司、總務課、支那事務處、又、地元、不景氣
物價、騰貴、消費、總務司、總務課、支那事務處、又、地元、不景氣
算、收支、錢々悪化、此止ト、思フ。

三、庶民生活状態

都會生活者、外見、華カニ見ユルモ、俸給生活者、概ニテ
低クシ。又、奥地ニ行ケバ、文化衛生、諸設備、甚ニ低
級、又、上記設備、金三十キ地方モノタリ。

四、著名ナル親日家又、排日家

日本ノヤルコトハ、何テモ無條件、好感、持キ、又、反感ヲ
持ツ人、意味、ナ、何レモ余り無ニト考フ。唯日本ノ知識
文化、政事、日本ニ及感、持ツ伯邑人相、卓、多數アリ。又、貧困、
依リ、親日家トナフナト、意味、ナ、官民共、努力、是ヌ政、
寒隣ニ於テ、著名志、親日伯邑人極ム、歎シ、彼等ヨリ
接近セントニテモ、固避ヒテ、居宅、様、云ハ、寒歎無シ、友

主、ナフセバ、ヤガテ、札幌、大連、撫、同、家、元、在、被、人、幕メニ努力カヲ、情
文、又、含、我、等、ノ、方、富、莫、柄、班、常、ニ、親、シ、タ、ナ、ニ、タ、政、府
ノ、要、人、中、及、末、家、ハ、ア、ク、ガ、親、日、家、ハ、不、幸、キ、ニ、シ、テ、一、人、天
金、刀、ナ、タ。陸、相、參、謀、總、長、航、空、大、將、等、ハ、親、日、家、ダ、ト
云、フ、コ、ト、ヲ、ヨ、ク、聞、ク、ガ、果、ニ、テ、如、何。寧、口、親、日、テ、親、末、元
才、不、玉、粹、派、上、見、ル、ベ、キ、テ、ハ、無、イ、力。
我、等、ノ、富、賣、上、親、シ、ウ、面、接、交、渉、ノ、深、カ、ナ、人、々、内
Dr. Ronelio Estelita (親大臣次官) — 日、玉、粹、派
Dr. Oliveira Viana (親相、種、書) — 日、好、感、持、タ、ス
Dr. Francisco Flores dos Santos Pinto
(伯、銀、務、務、局、長) — 日、和、見、派
等、ア、リ。

五、著名、立、取、論、者、平、和、主、義、者、交、心、兩、種、人、體
寫、電、三、二、ノ、郵、文、加、大、体、ニ、ア、シ、人、太、部、分、非、戰、論、者、ト
擧、現、在、米、國、三、條、憲、三、居、ル、他、人、新、失、交、事、泥、波、鐵

勢力アリ程度ナリ。

六月次米戰爭毒瓦ニシテ、鷹虎度甚也。民ノ間ニ於キ
政事ノ聲望也。

近來本ノ宣傳ニ極テ日本ノ肉戰ヲ余儀ナシサヘト總者
殆ド無事、元泰伯至民ノ財地米、及感ハ相處從泰ヨリアラ
ガ皇族立公義隣政策本續テ最近ノ弗政策、一端クル伯臣宣
傳機圖買收、其他ノ宣傳人皆大太象ハ次第ニ地木側
ニ引ムマレク、アリ。

官民同ニ於テル政府ノ聲望也。

親米國群、社軸ニ於ケリテ、リタガ大津、魏米派カ壓倒的
優勢トナリ居リ北米ノ財伯天作進辰ニ從泰大象ニ北米ニ
追随ニ現政府ニ Getulio Vargas 在ル限リ西民、信賴
奉リ。又ノ内政の失脚也テ、何人か代役之上モ、舊事傍親米
事上場ハ、变化ガシト考フ。

七、美威戰力、今樓計畫、其ノ實行、新定三國等、花火之徵

鉛筆農業等ノ節料豊富ナカ未充、發運輸、
未充產物メ実績ナラズ、而内運輸機圖ノ大部、外因
ニ依存シ其材料モ亦外ソニ仰ガネバナラヌ狀態ニラリ。
兵力、兵備ニ參照、準備出来居ラズ、士氣又頗ル
低調ナリ。

八、米國ト伯通トノ關係

アラジルハ從未經濟的、政治の大陸ニ依存シテ居タルモノ、
ナルガ歐洲戰亂ニヨリ俄然其ノ市場ヲ失ヒ、全國貿易、
将来ニ大不安ヲ惹起セシメテ、為メ之が救済方法トシテ
、強化アリ。渡リニ再び夫シニ便乗シタルニ誤ナリ。
地理的ニ見テモ Natural Language、アフリカ、アヌスル要衝、地
位ヲ持テ關係上、而モ中南米中、無事ニ次々、有在大英
ナルが故、庶事ガ底宋ノ態、交ツ持スル以上、米國トシテモ
、政治的、此ノ有在方、アリ確保スル必要アリ。從泰トシテモ

兩國の經濟的立場は棉花等の農産物關係が一般に
云々傳ラスレ人種的性質何等繁盛り無久後未だ密接に及
感サ抱キ居リタルモノナリ。今後伯西の未西ミトリテ政治的大なる懸念力ヲ持フニ
ト思ル。

九、伯西ノ動向将来見透シ

米豆トシテハ日本戰争が不利ナレバ夫レ支益此ノ事ヲ
自力ノ味方トシテ抱キ込ム件要アリ。又伯西政治家トシ
テモ今日迄相あ米豆依存三深入リニテ未メ以上又更云
か益々中立性ヲ堅持し更複軸立加東洋ヲ積極的三
盾接スル事ニラバ伯西以現状ニ於テテ充當軍備が不
充分ル苦境故米豆依存ヲ強化セサフ得ナリ未だノ也
思ル。

併シ此人未だ依存言及算盤立テ言入り居此事故
遂ヨリ物資供給ヲ急シ得ヌ事ナトナリ。

7

敵對が有化シテ枢軸國へ加担アリ蓋ト見テレ又枢
軸國トシテモ外交ヲ其ノ方回ニ工作セバ伯西ノ政
策ヲ理由トシテ西ノ政策を変更ニ得ル可能性アルモノト
思フ。

我日本ノ外交政策ヨリ見ルニ東亞共榮圖ヲ確立ス
ル劣メニハ米豆ノアジヤ干済政策ヲ放棄セシム迄彼等子
ヲ破碎セキハナラスト因フカ其レニハ北米ノ汎米政策ヲ
打壊シ北米ヨリ南米アリキ高斯ニ事半が肝要デアル。米豆
側が如何ニ長期戰ヲ宣傳アルトモ日本トシテハ此ノ方針
実現ヲ一時テモ早ク期スベキアル。(米豆ト加拿大、北米ア
リアミ南北アキヘルコトリ其ノ人口ヨリ見テモ極ムデアル)

其ノ工作ノ第一トシテ先づ現在ノ南北向ラジオ放送ヲ
一層組織化シテ宣傳効果ヲ有力ナラメ彼等ノ輿論
ヲ不絶枢軸側益々優勢化事ヲ証スル情報ヲ以テ精
通レ得等ラシ監督目的の米豆ノ宣傳ニ據キ此ノ文稿ニ

次に後ハ鶴伊戰線ノ進展ニ拘ル事ハ勿論隼ナルガ、素人
四戰裏ヲ別ニシテ、鶴伊ト共ニ力ノ上成ルベシ。早モ時機ニハナ
シ攻堅ニテ北米カラ南米ヲ切り離ス事アリ。俄然南米ハ
動搖シ始メ更ニ若シ枢軸潛水艦ヲ伯ニ沿岸ヲ撃沈スレ
バ、僉々南米北米間ノ交通柱絶ナリ。遂上汎米ヲ勢力ナ
ル山崩遺禍ノ事トナリ。南米全体ハ反米化スルモノベシ。之相
連關係ニテ未回ニ既テモ次第ニ反對論議擴張シ次期大統領
選舉ニテ機トシテ和平氣運愈懶厚トナリ。想像難カ
ズ此ノ機ヲ摑ニテ積極的ニ外交工作ナシヌ事一極之和平
実現可能惟充份ニアリ。只我之智略如何ニ勝也。生メト恩ノ
ス名申スルテ我之ガ長期歐羅ノ体制リ堅持セテレバナラヌ事
ハ勿論ニアリ。又我之加長長期國務三擧ノ得ル事久説乞可耳
ヨリテ右ノ工作ヲ克必保進ナシ得ヤキモト確信近シテナ

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO JAPÃO
サンパウロ貿易幹旋所
Caixa Postal, 4058, São Paulo, Brasil

2. 拘留所へ連行・隣シ受タル待遇
・拘留所へ居住設備並ニ蔽体状況

7. 拘留所へ連行・隣シ受タル待遇

1. 刑事が一日前家宅捜索ノ際持主シ「ラジオ」ヲ逐出スルヲ署マ
テ來イトヲ理由トニ安バサセ逃亡ヲ防ガントスル方法ヲトル極メ
テシク玄関三待モセテアリタ「タキ」ニテ特高課ニ連行シタ.
代金ハ自令ミ支撑セタ.コノ間隔にて压迫加ル如キ「ナク」食事
終ルヲキヨリ連行シタ.

・拘留所ハ初々留置場後移用收容所.移ツタ.
留置場一幅度(奥行三間)二年半位.便所兼洗面所アリ.定員ハ
大体十人位.當時二十人.收容ニキタ.
昭明.該書可見.大体十二時過半レ.消燈スル.
暖房.諸種ナシ.夜相常客カタガモ布等枕ナシ.
寝具.唯板上ヨリシテアリ.ミタ蘭草トメ.正午半人數.多
トキハ新入者ハ板上寝.トコソアリ.
警備.鍵錠ノ番兵が入口ニ立チ時々廊下巡視充程
度.

收容所一幅度(奥行五尺.大講堂)四間.百三十人收
容.窓ハ多數.日光ハ殆ドサシコモテ.外壁ヲ御サズ
照明.薄暗イ.夜中モ消燈セバ

暖房ナシ
寝具一寝室一人学リ.直垂シ.入浴時毛布一枚ト敷布ヨリ渡サ
レルが.但シ外人一分ハ取上ナイカラ前半舍人ハ二枚ソ
ツ行波ル.留置場カクルトヤツト宿タベキガスル.

警備一週ニ番兵ニテ取扱ミ.要所.機関.ラスト.室大口.八常
五六人.番兵ヲ配シ.食事.場合八人數.増加シ室内.監視
ル.室内.序ニ二人.番兵ヲ配ス.然際.ヨリハ警備室半人.

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO JAPÃO
サンパウロ貿易幹旋所
Caixa Postal, 4058, São Paulo, Brasil

八月十六日

日本貿易會議員
サムライ會員幹事会員

(A) 拘留ニ至ル迄ノ期間.於テ受タル待遇

1. 外出制限又ハ禁止ノ命令セラタリヤ英ノ内容
2. 強制移轉
3. 営業停止.學校.寺院.教會へ出席禁止
4. 自己名義ノ預金引出制限

5. 在留中支費.旅費.滞在費却制限
6. 外分シ得ナリシ財産
7. 宿寓及民旅ヨリ差事待遇又ハ压迫

(B) 拘留所於テ受タル待遇

1. 外出制限又ハ禁止ノ命令セラタリコトナシ
2. 自己ニ對ニハ強制移轉ノ命令セラタリコトナシ
3. 自己ニ對ニハ制限ナシトナシ
4. 玄金引出ニ際シテ銀行出張スル大藏省ノ監督官ノ許可シ
5. 一時.郵便約百円額以上ノ引出ハ商用其他特別ノ理由ナシ限リ
6. 出来タ.自己ニ對ニハ制限ナシトナシ
7. 宿寓ヨリ家宅捜索ヲタ.尚日本語.使用.隣シ住用とか様
8. 在留中

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO JAPÃO

サンバウロ貿易斡旋所

Caixa Postal, 4058 , São Paulo , Brasil

- 10衛生施設及設備狀況
11浴場、便所、洗濯所、設備
12小使錢支給ノ有無
13、官傳ラ課セラレタリヤ。
14運動施設
15娛樂施設
16、日課

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO RIO DE JANEIRO

英 洲 航 空 品 貿 易 有 限 公 司

中華人民貿易公司
China Postal Trading Co.

3. 貨物品ノ携行ヲ許サレル範圍
留置場一七二ノルキ殺傷ニ使用牛未トモハ保管ガサレル。
收容所一禁煙・ズボラ吊・上衣等上にノマハ勿論保管ガサレル。
留置場一留置一場合所預金・傳票未記入封筒ニ保管ガサレル。
日傳票ニ署名ニ二十銭(四円桂度)一現金引出携帶使用ガ許セレ
タ・此ニトキ残額ハ返還ガサレタ。
5. 拘留中自己一預金一三七
6. 食事
○留置場一朝・咖啡・パニ切・晝一米・玉子・ソーセージ・火腿・サウスモーク・燙食
夜一大体晝ニ同ジ
食事ノ料金が高之上ニ使用ノ油ガ葱イタメ臭氣ヲ於不消化ヲ
オヨス・始ゞ野菜ヲ支給セレバ・果物(バナナ・梨・桃等)ヲ實ニ補充
シタ。
收容所一留置場ト殆ド同一・野菜・レモン・ソーラ等ガ僅カ有
ナシ・但シ差入ハ許セタ。
○物品ヲ買フ場合
留置場一小便ニ詳文シ買ツテコサセル
7. 喫煙制限
8. 衣服支給
9. 賣店設置

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO JAPÃO

サンパウロ貿易斡旋所

Caixa Postal, 4058, São Paulo, Brasil

17. 面會
18. 通信

20. 金錢、衣類、嗜好物の差入
21. 希望申込

22. 归朝、戻ニスル家事整理
23. 其他

(C) 文換船乗船際シ受タル待遇

1. 乗船地ニヨリ帰國者ノ輸送振り
2. 機関車等唐突ノ取扱振り

3. 唐突ノ警戒振り

・留置場一全然許サレズ。
・牧客所一駁出ニヨリ保安課ノ許可アリ。並非面会牛未ル。
・留置場一許サレズ。
・收容所一荷物ノ通ハ許サレタ。但シ検査ヲ通過シタマニミ
比較的自由ニ差人可能アリ。

留置場一留置場係長直接申込ニタ。
牧客所一收容者中ヨリ選ドリ。代表者ヨリ收容所監督官
(軍人)・通ジ申入スル。
・出所後二月以上アリタメ家事整理不十分一時日ガアリタ。
・家宅搜索、時若草、書類、手紙、玉札、寫真機、決済セ
及同愛取締ヲ請求シテ拘縛サドク。出所トヨリ人を伯代シ。
銅(約四円)ヲ請求サセタ。

(A) 拘留セラル者又ハ拘室ニ至ル迄、期間、旅費を負担する待遇

1. 外出制限又ハ禁止フ命セラリヤ、其の如若

特許警察官命ヲ受ケシ事ナキニ般邦人、旅行ハ必ス外人登録票並ニ
寄託ニ兼携布旅行券、理由書申言、許可書ト付テ外人登録票代、
車之ヲ被シ旅行ヲ許可シ居ロトノ又第ニ其ニ付シテハ外人登録票代、
出生証明書、被用ラナシ左様旅行許可書ヲ付セリ、連行ハ親子兄弟
位ニ限ラレ且又一概ニ街路ニテノ相互ノ邦語会話ヲ禁ジタリ、尙市内独歩
ハ自由ナリ。

2. 独創移轉ノ命セラリヤ、右ノ開ル宮憲取扱院

邦人間ニ面白カラズアルバウト市在住阿都一千人市内ニ在住シテハ語言幕
ノ仕事、那麿ナコトテ其人並家族一同ヲ一日中ニ滿士殖民地へ移獨セヨト
テ之ヲ独創移轉セマヌキ。

3. 営業停止ノ命セラリヤ、學校寺院又ハ教會ヘ、出席ヲ禁ゼラルクルヤ、
右事実ナシ、然レ飲食店ニテ外人對商賣ナレバ自荒約轉職ヒル者一名
アノタリ。

4. 自己名儀、預金引出二如ケナル制限ヲ蒙ケタリヤ

日本開港三日目頃ヨリ資金凍結公表サレ生活費次外ハ銀行預金引
出オシメズ幸ニ小生預金ハ毫コントレナリシニ付生活費トシテ引出額全金

額受取リタリ、又断當債券掛金拂拭請本モグラジン銀行ノ許リヲ得

5. 在向中一生賃資充當、為又ハ歸國、為、財產賣却如何志制限ヲ設ケシヤ、
伯國政府ハ当ハツル、旅事館自動車賣却許リヲ享ニ遷延シ遂ニ歸國

出港、開港ハダ、貨物外ハ制限ヲ設ケタルコトナシ

6. 巡介シ得サリシ財產ハ如何ニセシヤ

前記自動車ハ、ブランチ、バウル、支店ニ預ケタリ。

7. 宮憲又ハ民衆ヨリ不當待遇又ハ压迫ヲ受ケタル事例アリヤ

國之新施當日伯國政府ハ極細則三國民ニ付シ種々禁示令ヲ新聞ヲ
以テ公表、即日ヨリ若地警察ニ於テハ之ヲ實行ニ遷セルヲ以テ一般邦人ニ
徵税セズ仍テ何ノ為ニ拘束セラルヤ貨物、理由ニ知ラル者大部份ナリキ
又一般在留民ヘハ家宅搜索ヲナシ銃剣等、武器及日本書籍、株券貨物自動
車、滿載警察ヘ引揚ケルが如キ事ヲ当ハル、一署ニ於テナシテ、又検査隊段
打サシシ者、チエテ居住地二人、ハルバライジ二人、中一名死亡、ビリグチ一石、寺ナリ(當管四分)

(B) 拘留所ニ於テ又ケタル待遇

指
卷
三
二

バウム商店所

聖市留置所

聖市移民收容所

1. 拙留所へ連行。隣シ度
ケタル待遇

名：拘留所，居住設備並
警備狀況

刑事呼來モリ 徒歩ニテ運
行警察署ヨリ 警兵一名
銃・刀劍ナシ 護衛シ 徒歩ニ
連行セリ。

3. 身週品、携行、許可
之範圍

4. 所持金ヲ取上ケラリ
ヤ、取上ニ満シテ取詰
ヲ與ヘランタリヤ。右取上
金ヲ使用スルヲ許サリ
ルノ残額ヲ歸國ニ満シ
迄還セラタリヤ

6 食事

7. 噴煙制限有無

8. 衣服文信 9. 賣店設備

10. 衛生施設及医療状況 (医師数等含む)

十一

但酒類ハ許可セズ。
銀食金^{メタルフード}
電話ヲ以テ普通飲食店
喫茶所取扱也。居リテ
煙草尤モ賣フ。
パンレヲ食セリ。

ナシ
ナシ

大德

卷之三

四乙年用合十

如，及

卷之六

日切元後

刑事呼來モリ 徒歩ニテ廻
行警署ヲ一警兵一名
銃・刀・剣ナシ護衛シ 徒歩ニ
廻行セリ。

駅迄自販ニテ自動車ヲ
豫ハシ駆ヨリ鎌兵ニ等來
車切符ヲ貰ヒ莫レ、施行ニテ
之等ニ石鎚兵ニ護ラシ
市保安局へ到着セリ。
保安局最下室ニシテ方々
廊下ヲ設ケ之ヨリ各部屋ニ
至ル。部屋五室ニテ何れも木
製ノアリテ其ノ中央ニ足四
方位穴アリ之ヨリ皿ニテ各人
ヘ食物ヲ擲ス。部屋中央並
ニ護衛ニ居ラス。
廊下電燈アリ廊下ノ方々
絶対消サズ常警兵付制
ニ便所洗面所付加モルニ
ニテ之ニ夫々二十三名鬼モ押
着室共三間二間連小部屋
ニ二人一宿ニ寝ル有様又空氣
ノ流通悪リ一同苦シタリ爲
上衣着用ヲ許サズ
煙草者

保局ヨリ犯人獲逃
アル貨物自動車型ノ運
宅自動車ニ十二三人犯人
乗ニメ刑事警官付ニテ
收容所ヘ連行セリ。
收容所一階、
十五木造、太層、間十。
各人、被台、教師毛布ヲ貸借
シ便所、洗面所、冷水浴場
此、次、部屋ニアリ。頭多
時、百二十石ニエギリ。ルガ
警備、戒厳令ニシテ第三番
兵、持劍三石、出入口ヲ守リコ
便所洗面所、行立番等、
許可、不許可便所前之番兵
二名守、居レリ。尚食事中ハ
警官十四名、石ノ増加、村制
ナ林守ニ守ル之等、総目終
收容所敷地内外ヲ走破
テ守、居セリ。又同上
全部確子窓丸ガ之縛ル
極刀葉ジタ。尚同一上木
草席ヲ取ラシタリ。

...and the world will be at peace.

REEL No. A-1195

0 5 8 9

アジア歴史資料センター

11. 游場便所・洗濯所
設備

便所、水廻所、ダケニテ洗面
之ヨリ水ヲ出シ身体ヲ
洗ス。洗濯所ナシ。

便所、洗面所ダケニテ洗面
水ニテ身体ヲ洗フ。

便所水浴所洗面所
アリ。水浴場ハ粉霧器ミリ
ノリ。水ヲ浴ビ身体ヲ洗フ
ニテ後程之電流ヲ通ヒ
温湯トナセリ。大廟多ナリ。
洗濯所ナキも湯面所ナリ。

12. 小使錢支給有無

13. 方勵ヲ課シタリヤ
防衛類

14. 運動施設

15. 娛樂施設「ラヂオ」聴取
書籍及新聞・圖讀許可
範囲

何等ナシ只実家ヨリ毎日「ヤ
リオテサバロ」飛来トナサ
ニメ之圖讀セリ。

支給セズ
方勵ヲ課シタルコトナシ

左上

左上
左上

何等ナシ

各人ノ室内徒歩ナシ
ナリキ其後屋外二週間
二回警戒付ニテ一同運行
シ列ヲ作ラシメ數十分間歩
行セシタルヤナリ。

最初ハ偷等差入購入告
許可ナルモハシ新ヨ差入
貢ヒ之ヲカヌテ將軍ヲ駆フ
作リ又白色黒色シイブ
ボタンヲ差入ト貢園塞トナ
シタリ。其后猶伊人之入本木リ
タルが之ト同様花廬内櫻茶
館附フ贈入セリ。後左居者
伊人所有ラジオ備付フ許
可シ伯園側放送已リ聽
取スルコトヲ許シタル由ナリ。

尚書籍・新聞・差入購入
寺ハ絶対ニ許可ナリキ。

16. 日課(點呼・用敷・会合)

一日二回室内検除ヲ合局
者ト共ニス

一日一回室内検除ヲ同居者
ト共ニス

左上

17. 面会許可(用敷・会合)
内及立会、有無

松妻署長ヨリ聖市保安局
連ト小生決定セリ。告ゲ正式
小生ト妻子・面会ヲ許シタリ。

一日一回室内検除ヲ同居者
ト共ニス

點呼ナシ

左上

18. 家族及友人への通信
報(含ム)許可(用敷・会合)
本ヘ通信ヲ許可セラレタ
セヤ

某以前ハ一組、警官ヲ金鎖
次テ懷柔チ松妻署会合未タ
連ビテノ。然シ会話ハ許可シキ
警官常立会ヘ。

一日一回室内検除ヲ同居者
ト共ニス

點呼ナシ

左上

19. 通信接受(付制限)有無
接處不當、日数ヲ要シ
タル事例、有無

小生ハ同居者、依頼シリセ
八通々人考案族へ前文
手紙ヲ書キ共ニス

五六十前文書信ヲ以テ家族
へ通信セリ。皆警官大尉之
ヲ檢閲シ飛送セルが皆家族
へ到着ニ所リタク日本ノ通
信不可能ナリ。

政治社会問題開示ナル事
業記サヌ。家族的、手紙
ナハビ之ヲ許シタリ。尚左居
者・事ニ言及シバ之ヲ捺消
セリ。一度家族ヨリ書信
被檢閲所ト記載シテ所長
小生ハ同居者、依頼シリセ
八通々人考案族へ前文
手紙ヲ書キ共ニス

四 五 日 三

<p>20. 金錢衣類又ハ嗜好物 差入許可範囲</p>	<p>牛乳、差入ヲ許シテ コショーン寝衣、宝塚ヨリ、神戸</p>	<p>煙草、果实衣類、差入ヲ 許セリ。</p>	<p>右内容ハ家族、安否照会 送金、要求衣服類、送達依頼状ナリ。 往來の確信日付ヨリ一週間 位で割着スルモノナリ。</p>
<p>21. 待遇用スル希望事項 ハ如何ニシテ收容官寫 申入レタリヤ</p>	<p>常番兵ニ申込ミタ 最期三日ハ四人ト左一部屋ア リニエ二十ヨリ過置料拂ヘバ 最ザシ清潔ナ都度アリトムジ 右金額支拂口左室ニ邊レリ 左窓ノ政協犯走入ル處ニテ前 室ヨリハ多少掃除行居居リタリ</p>	<p>ナシ。</p>	<p>其后却人有志が相談ア 常盤旅館名義ニテ野菜 物又ガトウラ敵公ヨリ 寒冷に向ヒタハ厚毛リ多 量寄贈セル由ナ。</p>
<p>22. 帰國為ニエル家事懇 理ヲ行フニ付充有時日 ヲ其ヘラレタリヤ</p>	<p>拘留者岸本次男ヶ古琴 ニテ前説ミ達者ヒバ一同 希望之交陽ハ左人代表トナ リ幹綱ノ方リ取リタリ 又宿憲例ヨリ一同ヘノ希望 モ同人ヲ通ジ同ヘ告ナラレ タリ。</p>	<p>拘留者岸本次男ヶ古琴 ナシ。</p>	<p>帰國為ハ既一出发前 一月前ニ解放セラレルエ 付充有家事懇理ニ同 合ヒテ。</p>
<p>23. 其他事項付不當 待遇ヲ度ケタル事例ア リヤ</p>	<p>拘留者岸本次男ヶ古琴 指紋ヲ三枚免取リタリ。</p>	<p>拘留者岸本次男ヶ古琴 ナシ。</p>	<p>右内客ハ家族、安否照会 送金、要求衣服類、送 達依頼状ナリ。 往來の確信日付ヨリ一週間 位で割着スルモノナリ。</p>

(C) 交換船乗船際シ度ケタル待遇

1. 乗船地ニ至ル帰國者一輸送振り

バルー出发三日前石原事務代理ハ当地警察署長・即会シ旅行許可書下付ノ件ヲ諒解ヲ得タルヲ以テ翌日右許可書受取ニ家族・男爵携帯出頭セル處直ニ許可書作製交付セリ・列車内ニテハ何等干渉セサリシモ聖市駅前下車際一刑事右許可書被閲セリ・又全市ヨリ特別列車ニテ帰國者一行ト共ニ門才向出发セルガ全車内ニ於テモ宮憲ニ石ヨリ旅行許可書検閲セリ聖市警視総監・詔詞ナレバトテ文句ヲ並ベタルモ结局コヘ必ズ終盤・詔詞ヲ得ナレバナラヌモナラバ・バルー警察側・若渡ナレバ沙汰止ミトナリタリ

2. 税關官吏等官憲・取扱振り

税關官吏ハ伯國側外務省・命ニヨリ外務省役人外・邦人帰國者ニニ村シ一応荷物・検査ヲ行ニタルニ付小生ハ外務省關係者・故荷物・検査ヲ免カレタリ

尚自己・荷物ヲ鉄道公社運送係・キラ経リ方ニ送リタル之根抽側國

民たか多右受取ニハ中央警察・許可ヲ要シ個人ヨリノ頼出ニテハ仲々ニ進捗セズ仍チ独立人後者ニナルノシク・運送公社ニ依頼シ漸ク左警察署・許可取付タリ又左公社ハ一同ノ荷物税關通過・為多額・賄賂ヲ貰シタル由ナリ

3. 官憲・警戒振り

家族別旅券・写真ト本人トヲ對照シ間違ナシト見テ乗船ヲ許可シタリ

左バルー・帝國領事館

館務補助員 柳原桂ち

以上

REEL No. A-1195

0504

アジア歴史資料センター

サンハウ總領事館

大倉商事株式会社
秋山次郎

御中

一、被拘留状況報告

(A) 拘留ニ至ル迄、期間ニ於テ受ケタル待遇

昭和十七年三月廿一日夜半就寝中突然家宅搜索ヲ受ケ其儘連行セラレタルヲ以テ拘留ニ至ル迄特別制限ヲ受ケタル事ナレ

(B) 拘留所ニ於テ受ケタル待遇

(一) 中央警察署拘留所ニ於ケル待遇

1. 拘留所ニ連行ニ際シテ寢衣ナリシタメ衣服着替、餘裕八與ヘラレタルモ雇人トノ自由会話ヲ禁ゼラレ故言警察署常用車ニ刑事二名附添連行セラレ其儘置所ニ收容セラレタリ但シ家宅搜索、タメ刑事(上記二名以外)、使用セルクラン代十五ミルース、支拂フ命令セラタリ
2. 拘留所ニ居住設備

部屋、大寸ハ高約九尺長サ約十八尺天井高サ十六三尺長牛二方八壁、入口ハ格子小窓及鍵付板ド。地方ハ便所洗面所ヲ経テ採光窓アリ。照明トシテ中央天井ニ電燈一個、夜半以後ハ消燈ヲ許サル。暖房設備ナシ床ハ板張リナルモ寝台ナクマットレス、枕毛布ヲ八、九枚支給シアルモ敷布枕覆ナシ何れも汚染甚ダレキモノニテ萬力ス毎ニ塵埃散逸シ、ノミ、シテ、南京虫タシマットレス九枚ニテ浴行、湯所モナキヤ、部屋ニ対シ少キトキニテ十一、二名、多キ時ハ十七、八名ヲ收容スルタメ常ニ二枚、マットレスニ付キ三名又ハ一枚ニ二名、横臥テ余儀ナラサレ甚ダレキ時ハ兩側弓足ノ組合せ寝返り、餘地モナキ事ナリ。警備ハ入口廊下及採光窓外側ヲ着剣セル兵隊が巡回警戒備入

備入

3. 身廻品、携行、範囲ハ毛布敷布、外袴、寝巻、着替煙草、手袋、タオル、石炭、蜜柑等ニテ煙草ハ包装紙ヲ除キ中味、之携行セシム。紙類、鉛筆、剃刀等許サレズ

大倉

REEL No. A-1195

0504

アジア歴史資料センター

(4.)
4. 所持金

所持金ハ約二十九ルース迄携行ヲ許サレ残額ハ取上げラヌル
モ支取部ナ與ヘシタリ（與ヘラレガル者モアリ）右残額ヨリ一圓十
ミルレーブ位先買物・タメキフキニ署名シテ現金ヲ支取ル事
ヲ得タ、尚残額ハ帰國ニ際シ全額返還アリ。

5. 拘留中自己預金列虫・半可否ニ対シテハ経験ナシ
6. 食事ハ朝ハコーヒー一杯パン一片、晝及び夜食ハパン一
個、米五ヶジヨン肉ニテ毎週水曜日夜食ニ馬鈴薯ヲ肉ト
混焼スル以外野菜・果物・支給ナシ、晝及夜食ハコーヒーナレ
7. 喫煙制限ハナケレドマツケヨ携行オセヌ為敬言備、兵隊ヨリ
火ヲ貰ヒ更ニ喫煙ス。
8. 衣服・支給ナシ
9. 買店設備トシテ一日一四刀乃至二四刀穿番ニ依頼シ
タオル石鹼、巻簾、林檎、煙草、買入ノ出糸ナリ、但シニ
煙草を申吟、ニタ渡ス、尚四月中旬以後ハタ食後
ヨーハーナ買入レル事ヲ許サル

10. 健生施設歯齒療 ナシ 特ニ重患者の限リ許ナリ
得ナ往診可能ナリト思フ
11. 洗湯便所洗濯所、設備。 冷水シャワーあり自由ニ使用シ
得、便所・簡單ナル水洗式ナリ、洗濯所ナキ故洗面用ベー
レンニテ行ク、乾燥ハ室内乾燥ニテ日光ニ当テラレズ
12. 小便残、支給ナシ
13. 労働ナシ
14. 運動施設ナシ
15. 娛樂施設ナシ、書籍新聞閱覽、出来ナシ
16. 日課、毎日一回卓上ト衛生清潔検査アリ
面会許ナシ
17. 18. 外部ト、通信許ナシ
19. 20. 衣類、一切菓子果物、菓入可能ナリ、金銭ニ付レテハ経験
ナシ
- 21.

(2) 移民收容所内ニテ受ケタル待遇

1. 中央警察署より移民收容所へ移管ニ際シテ六人乗り完無因人護送自衛車ニテ護送サレ收容所へ到着ト同時ニ着剣丸兵隊、警列各前ニテト車、物々シキ聲威戒裸ニ階上廊下ニ至リ、外套、上衣、ネクタイ、ベルト、寝巻、上衣及所持金全部ヲ取上げテ收容室ニ入レラル

2. 拘留所、居住設備

大ガハ長サ約十六間、幅納八間、一室、入口ニ近ニ部屋ヲ腰掛テ仕切ツノ食堂トソ殊御ニ木製、簡単ナル寝台ヲ並べル、建物外壁ハ煉瓦壁、三方ハ窓付、床ハ板張リ天井ナラ直接屋根ナ、暖房設備ナク、照明ハ夜間書見ニ事缺ク、程度ナルモ消燈ハ許サレバ、寝具ハ右、寝台ニマフトレス各自ニ毛布一枚、裏布一枚、枕覆ヲ貸喫シ、十日乃至二十九日ニ一回位不規則的ニ敷布及枕覆ヲ洗濯セムモト取替出来タリ、寒サノ増ヌニ従ヒ全体ハ行キ渡ラザリシモ一部ニハ毛布ヲニ枚使用シ又ハ毛布ノ寒サナ凌ギタリ

(5.)

警備、武器ハ部屋入口ニ着剣、兵隊二名、及ヒ下士官二名、外側廊下ニ二名、階段中途ニ一名、廊下ニ數名、及建物周囲ニ數名、何レニ着剣、武器セル兵隊ヲ配置ス、窓ハ全部斜付テ且ツ窓ニ漆ヲ立ツ事ヲ許サレバ、最初ハ機関銃見也威嚇せん由ナル加月上旬ヨリハ室内、兵隊ナケハ銃ヲ所持セサヘニ改メラル（申入ニ繕果）

3. 身廻品、携行ハ随力ニシヤフズボソ類、タオル石鹼等ニテ上記、如、外套上衣、ネクタイ、ベルト及寝巻、上衣更取上ゲタルモ寒サニ向ヒサセ引キ多ナリタル為、五月下旬ヨリ寝巻、上衣ヲ着ル事ヲ許サル

4. 所持金ハ全部取上げテタルモ實物、萬チキギニ署名シテ使用元事ヲ許オレ、六月上旬ヨリハ通帳式モーラ支給シテ費消高、残高ヲ明ラカニスル事ニアリタリ、但シ中央警察署ニテ取上げ保管セム金額、中、一円百ミルレース以下、移管ハ可能ナリシエ事実上非常ニ年同形リ甚ダシキ時八ヶ月ヲ要シタリ、当所ニ於ケル種々金を退所ト共ニ

拂拭ヲ実行セ

5. 拘留中自己預金、引出二回レハ経験ナレ
6. 食事ハ警官署拘留所ト全、同一イリ。但レ移民收容所ニテ、被收容者中、事務室、炊事室、薬室、洗滌室、野菜室等、非常の衛生的ニナリ且、野菜、購入比較的自由ナリタメ之、矣、非常ニ改善サレタリ。然シ各自ニ社レテハ、ナイフ、スティック、匙一本ニテ食事凡事ハ警官室内ト内緒ニテ百人程、收容人員ニ付シ僅カ一本、ナイフ、床板、木箱、皮ナリ野菜ヲ切断スルモニテ熱湯も器具モナキ房野菜モトマトキヤベテ、野菜等、限ラレタムセナリ
7. 喫煙ハ收容所使用、初五日間ハ禁セラレタル由ナトモ其ノ後ハ看視、下士官ヨリ火ヲ貰ヒ自由ニ喫煙スル事ヲ得タ
8. 衣服、支給、貰與ナレ
9. 買店設備、隔日位ニシリヤニ希望品名及数量ヲ記入シ、提出スレバ收容所係員ニ於テ購入支給セラル、購入可能品目、主なモハ、ト着類、タオル石鹼、缶、瓶、其地、日用品、煙草、トマト

1. 玉葱等、野菜類、便箋鉛筆、切手、砂糖、バタ、菓子類
ドミ、ルード、ハルク等瓶具類
2. 衛生施設トレオハ、食器、床、便所、洗滌、ナタ、石鹼、クリーナー、便箋用紙、支給、外毎週一回、收容所所属、理髪師、
派遺レテ髪、散、顔剃りヲ強制科ニテ行
3. 醫療セ專屬醫師一名ヲ強制毎日一回派遺レテ診察施設、
派遺住射、無料ニテ行
4. 浴場便所、洗滌所、設備
浴場ハ、シャワー二個、五月月中旬ニテ、電気湯沸器ヲ取付ケタル玉容量、水サクレテ温水ヲ充分ニ得レバ却テ風邪、原因トナルタメ、日中温キ時ニ冷水レターフ用
5. 洗滌所ハ別ニ設備オレタルモ、ナク洗面所又ハ浴場等ニテ行フモ室外ヘ出アレヌ為乾燥ハ、会計室内乾燥ト
便所ハ、小便所二個、大便所六ヶ所アリ、何レミ水流式ナリ以上浴場洗面所便所ハ、部屋外廊下ニアリテ、又隊、許可ナクレテ自由ニ使用スルヲ得大警備主任大尉ヨリ、命令

(10)

- ミタル程カルモ次第ニドミハルスルト集特模寺一荒アレ又ハ
買入レラ許イレ五月末ニハラチ方持シモ許サレ短便行ース
等ナ陰キ音楽及ビ隨笑詮等、體取ヲ許ナシテ同時、
著音器、持込モ許サレ日本モレコードモ國粹的ナシゲルモ、
勇マシカラガルモ、側ヘバ女、端唄ナ唄、流行唄、如キモニ限、
ニ三段許ナセリ。
- 新聞ハ總社禁止ナルニ五月中旬ヨリ米園報道ライフタイムサタ
デイノンブリックトナリ及ビ伯字入和一ツ映画報道等ヲ許ナシル
ト週ニ二回、床洗勝ヲ自軒的シ行フナリ。
17. 面会ノ家族ニ限、許可セシタルモ事実上ハ中々困難ナリ
模様ニト週ニ一回又ハ二週回ニ一回位ト思フ。下士官立会
ト下ニ伯語ヲ以テ話シナレ大体一回三十分位ト思テラモ次第ニ
寛大トナリ最近ハ各杞頗國語ニシテ之を承認セラレ時回云
二時回三時回ニ占ム場合モ模様ナリ。勿論担当、下士官、
裁量モヨルモナリ

(9)

- 八一周ニ二名トナリ店ルラレヲ初メ、間ハ朝、洗面時、各食事
前後ハ非常ナ混雜ニア國都セんモ次第ニ三四五名位止、默
認セラレタル場合モアリ大分緩和セラレタモ依然不自由ヲ感
フナリ
12. 小使、支給ナレ
13. 労働ナレ
14. 運動施設ナシ 各自健康保持、鳥、運動ハ室内、僅力、
通路ヲ歩行スルカ又ヘ体操ヲスル以外ナキセ考行エスル人以エ
一列行進ヲスレハ軍隊的行動ナリトテ禁止セラレ又体操モ五
人以上ハ團体行動ナリトテ禁止セラル。但シ五月十九日ヨリ
八週ニ一周乃至二回、三十分刀至一時回迄、警戒戒備ニ階下
建物同空地乃異體近出シ行進、駆足、キヤウケボルハレーボール用具
体操等ヲ許可セシタリ。勿論、キヤウケボルハレーボール用具
八差入ニヨリモ一ニテ支給品ニ非ス
15. 娯樂施設トレテハ支給セラレタルモ、ナリ。最初ハパンヲ陳フテ作
リタル特模、墓石ニシテ、床板ニ傍シ引クテ墓特模ヲ紫レ

(12)

面今千石ル一方警察署ニ引渡シテ預入レ全一引出ニ手向取リル
 為特ノ願出ナシ漸々午后十一時外歩訴可ナ得タル程ニテ
 同夜毛布警察署内拘留所ニ宿リ翌朝眞直シ護送者一
 護送セラレタルモノニテ帰國可能ヲ承知シテヨリ次第正全
 7時間、餘裕ナシ其上自由ナク甚テ不思ト思
 23. 三月廿日夜本ニ拘留セラレ十日後、三月三十日夜半一痴弱同
 ナ度ナ翌三十一日午后重不ア認向ナ度ナル儘四月十九日ニ至
 ル迄一回、龍田毛布警察署内拘留室ニ放置シ之一日漸々
 收容所ニ移管セラレタリ五月二十三日ニ至ル止一回、親弱向
 元度ナシ五月廿三日ニ始メテ調書ヲ作成署名シ更ニ五月
 廿八日追加調書ニ署名シタルニ不拘再び拘留・縛ケラレタリ
 (C) 交換船來船ニ際シ度タル待遇
 サンバウロ出岸後及リ才滞在中並無船ニ際レテ取扱ニ閣レバ
 一般歸國者ト同様ノ手續大

(11)

18. 家族友人へ、通院の約語ニテ検査ヲ通過スルをハ因数、制限
 ナシ電報ハ不可能ト思、日本へ通院ハ不許
 19. 通院接處ハ、約語ニテ検査ヲ通過スルモノニ可。相当日
 故ノ要シタル場合モアド一般市内ニテアル事ニワキ特ニ不
 当ト認メラズ
 20. 金銭衣類、差入ニ對シテ別ニ制限ヲ受ケル但シ上記ノ如
 外套、上衣及之類似モノハ本人、チニ渡サズ、食事、菓子
 果物等一般、差入ハ可能ナルニ酒類ハ許可セズ
 21. 待遇ニ關スル希望ハ、警備隊長大尉が巡視、隊中ノセリ
 通知ナリ。同日午后二時頃ニ至リ取調べ、為ト縛シテ警察へ
 出頭、命令セラレ到着後即メ帰國、為旅行手續ニ叶
 オサレタル事判明シ刑事二名附添ニテ寫真ヲ撮影(旅行用)シ
 自宅ニ立寄フ旅券ヲ取り、警官署ニ及ブナルボコンゾトアリ
 其、僅警察署内拘留室ニ有入置カル翌十二日、午前
 十時ヨリ刑事附添ニテ自宅ニ及ブ家事整理及訪問者ト

REEL No. A-1195

1596

アジア歴史資料センター

Rio de Janeiro

**Hotel do Estrela
Rio de Janeiro**

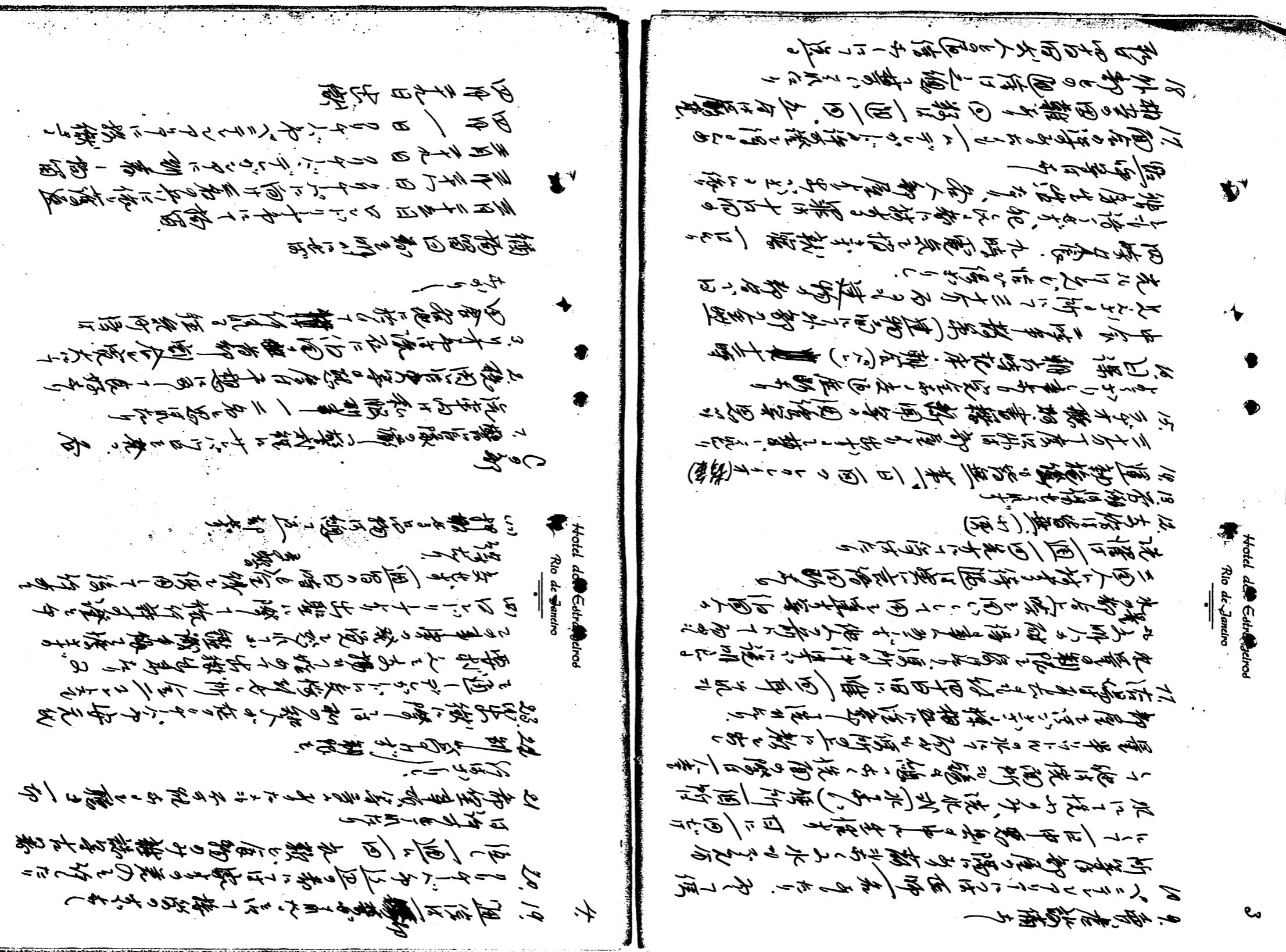
能

卷之三

REEL No. A-1195

059:

アジア歴史資料センター



2. 例題解説
（B）

(A) 1. 3. 2. 1. 外虫刺根子林木之害
2. 頭金毛蟲

REEL No. A-1195

0 5 9 2

アジア歴史資料センター

1. 身体、精神、心靈の健康を保つための運動、食事、睡眠等の生活習慣の改善。
 2. 精神的、心靈的な問題に対する理解と対応。
 3. 精神的、心靈的な問題に対する知識と技術の習得。
 4. 精神的、心靈的な問題に対する研究と発表。
 5. 精神的、心靈的な問題に対する支援と連絡。
 6. 精神的、心靈的な問題に対する調査と分析。
 7. 精神的、心靈的な問題に対する教育と訓練。
 8. 精神的、心靈的な問題に対する研究と開拓。
 9. 精神的、心靈的な問題に対する支援と連絡。
 10. 精神的、心靈的な問題に対する調査と分析。
 11. 精神的、心靈的な問題に対する教育と訓練。
 12. 精神的、心靈的な問題に対する研究と開拓。
 13. 精神的、心靈的な問題に対する支援と連絡。
 14. 精神的、心靈的な問題に対する調査と分析。
 15. 精神的、心靈的な問題に対する教育と訓練。
 16. 精神的、心靈的な問題に対する研究と開拓。

REEL No. A-1195

0594

アジア歴史資料センター